

第4章 地域の概況

4.1 社会的状況

4.1.1 人口

豊中市の人口、世帯数及び人口密度並びに新千里出張所管内（新千里北町・新千里東町・新千里西町・新千里南町・上新田）の人口及び世帯数は、表4-1(1)、(2)に示すとおりである。

平成23年においては、豊中市の人口総数は391,410人、世帯数は177,108世帯、人口密度は10,694.3人/km²となっている。また、新千里出張所管内の人口総数は50,316人、世帯数は22,388世帯となっている。

平成19年から平成23年の経年的な傾向をみると、豊中市では人口総数及び人口密度はやや増加傾向にある。新千里出張所管内の人口総数も、平成19年以降増加傾向となっている。

表4-1(1) 人口、世帯数及び人口密度（豊中市）

項目 年	人 口（人）			世帯数 （世帯）	人口密度 （人/km ² ）
	総数	男	女		
平成19年	388,666	187,146	201,520	172,104	10,619.3
平成20年	390,096	187,446	202,650	173,980	10,658.4
平成21年	390,113	187,298	202,815	174,989	10,658.8
平成22年	390,560	187,260	203,300	175,897	10,671.0
平成23年	391,410	187,359	204,051	177,108	10,694.3

注) 1. 各年末の住民基本台帳人口である。

2. 市域面積は、36.60 km²である。

出典：「豊中市統計書（平成23年版）」（豊中市、平成24年）

表4-1(2) 人口及び世帯数（新千里出張所管内）

項目 年	人 口（人）			世帯数 （世帯）
	総数	男	女	
平成19年	48,417	22,506	25,911	21,190
平成20年	49,563	22,985	26,578	21,780
平成21年	49,828	23,084	26,744	22,003
平成22年	50,166	23,193	26,973	22,183
平成23年	50,316	23,195	27,121	22,388

注) 各年末の住民基本台帳人口である。

出典：「豊中市統計書（平成23年版）」（豊中市、平成24年）

豊中市及び新千里出張所管内（新千里北町・新千里東町・新千里西町・新千里南町・上新田）の人口異動は、表 4-2(1)、(2)に示すとおりである。

平成 23 年においては、豊中市では、自然増減が 271 人の増加、社会増減が 579 人の増加であり、全体では 850 人の増加となっている。新千里出張所管内でも、自然増減が 69 人の増加、社会増減が 135 人の増加であり、全体では 204 人の増加となっている。

平成 19 年から平成 23 年の経年的な傾向をみると、豊中市では平成 19 年は社会増減の減少が自然増減の増加を上回ったが、全体的には増加傾向となっており、新千里出張所管内でも平成 19 年以降、自然増減、社会増減とも増加となっており、人口は増加傾向である。

表 4-2(1) 人口異動（豊中市）

単位：人

年	自然増減			社会増減						
	出生	死亡	増減	転入			転出			増減
				総数	転入	その他	総数	転出	その他	
平成 19 年	3,216	2,682	534	20,239	19,937	302	21,107	20,920	187	△868
平成 20 年	3,304	2,841	463	20,921	20,629	292	19,954	19,781	173	967
平成 21 年	3,278	2,831	447	19,371	19,108	263	19,801	19,718	83	△430
平成 22 年	3,550	3,098	452	19,170	18,891	279	19,175	19,026	149	△5
平成 23 年	3,492	3,221	271	19,718	19,354	364	19,139	19,017	122	579

注) 1. この表は、住民基本台帳に基づいて集計したものである。

2. 「その他」とは職権により住民基本台帳に加除した数である。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

表 4-2(2) 人口異動（新千里出張所管内）

単位：人

年	自然増減			社会増減						
	出生	死亡	増減	転入			転出			増減
				総数	転入	その他	総数	転出	その他	
平成 19 年	419	308	111	3,201	3,162	39	2,904	2,900	4	297
平成 20 年	433	278	155	3,702	3,665	37	2,959	2,946	13	743
平成 21 年	479	348	131	2,996	2,971	25	2,902	2,896	6	94
平成 22 年	504	341	163	3,024	2,981	43	2,842	2,835	7	182
平成 23 年	469	400	69	3,011	2,963	48	2,876	2,868	8	135

注) 1. この表は、住民基本台帳に基づいて集計したものである。

2. 「その他」とは職権により住民基本台帳に加除した数である。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

4. 1. 2 産業

平成 21 年における豊中市の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 4-3 に示すとおりである。

産業大分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ 14,871 所、138,615 人で、産業別では卸売業、小売業が事業所数で 3,280 所（22.1%）、従業者数も 26,707 人（19.3%）と最も多くなっている。

表 4-3 産業大分類別事業所数及び従業者数（平成 21 年）

産業大分類	事業所数（所）	従業者数（人）
全産業	14,871	138,615
農業、林業	8	72
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	967	7,699
製造業	1,481	16,552
電気・ガス・熱供給・水道業	16	534
情報通信業	153	2,995
運輸業、郵便業	308	8,388
卸売業、小売業	3,280	26,707
金融業、保険業	214	4,212
不動産業、物品賃貸業	1,723	5,997
学術研究、専門・技術サービス業	473	3,244
宿泊業、飲食サービス業	2,001	14,451
生活関連サービス業、娯楽業	1,338	6,246
教育、学習支援業	642	9,289
医療、福祉	1,361	20,358
複合サービス事業	58	484
サービス業（他に分類されないもの）	813	8,411
公務（他に分類されるものを除く）	35	2,976

注）「-」は、該当数字がないことを示す。

出典：「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」（総務省統計局ホームページ）

(1) 農業

豊中市の専業兼業別農家数及び経営耕地面積は、表 4-4 に示すとおりである。

平成 22 年の結果は、全農家のうち販売農家を対象に専業兼業別農家数を調査したものである。これによると、農家数の総数は 300 戸であり、自給的農家が 207 戸（総数の 69.0%）、販売農家が 93 戸（同 31.0%）となっている。販売農家の内訳をみると、専業農家が 19 戸（同 6.3%）、兼業農家が 74 戸（同 24.7%）となっている。また、豊中市の経営耕地面積の総数は 6,258 a で、田が 4,123 a（総数の 65.9%）と最も多く、次いで畑の 1,537 a（同 24.6%）、樹園地の 598 a（同 9.6%）となっている。

平成 12 年から平成 22 年の経年的な傾向をみると、農家数及び経営耕地面積ともに減少傾向を示している。

表 4-4 専業兼業別農家数及び経営耕地面積

項目		年			
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	
農 家 数 (戸)	総 数	367	335	300	
	自 給 的 農 家	214	216	207	
	販 売 農 家	153	119	93	
	専 業	10	14	19	
	兼 業	計	143	105	74
	第 1 種	4	—	5	
	第 2 種	139	105	69	
経 営 耕 地 面 積 (a)	総 数	13,185	6,751	6,258	
	田	8,399	4,420	4,123	
	畑	2,871	1,862	1,537	
	樹 園 地	1,915	469	598	

- 注) 1. 「—」は、該当数字がないことを示す。
 2. 全農家のうち、販売農家を対象に専業兼業別農家数を調査したものである。
 3. 平成 17 年以降は、販売農家が所有する耕地面積について掲げたものである。
 4. 数値は、各年 2 月 1 日現在で実施された世界農林業センサス（指定統計第 26 号）の結果を掲げたものである。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

(2) 工業

豊中市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 4-5 に示すとおりである。

平成 22 年における事業所数は 617 所、従業者数は 12,310 人、製造品出荷額等は約 2,578 億円となっている。

平成 18 年から平成 22 年の経年的な傾向をみると、事業所数はほぼ横ばいの傾向が平成 21 年には減少を示し、従業員数及び製造品出荷額等は平成 20 年から減少している。

表 4-5 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 18 年	742	14,726	35,809,270
平成 19 年	755	14,919	38,436,065
平成 20 年	790	14,186	35,220,791
平成 21 年	665	12,458	26,426,724
平成 22 年	617	12,310	25,782,267

注) 数値は、従業者 4 人以上の事業所における各年 12 月末日現在の値を示す。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

豊中市の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 4-6 に示すとおりである。

平成 22 年における産業中分類別にみると、事業所数と従業者数は金属製品製造業が 169 所（総数の 27.4%）、2,007 人（同 16.3%）、製造品出荷額等は食料品製造業が約 459 億円（同 17.8%）で、それぞれ最も多くなっている。

表 4-6 産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成 22 年）

産業中分類	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総	数	617	12,310	25,782,267
食	料	22	1,487	4,591,047
飲	料・たばこ・飼料製造業	—	—	—
織	維	12	115	158,323
木	材・木製品製造業	4	29	74,128
家	具・装備品製造業	11	126	152,192
パ	ルプ・紙・紙加工品製造業	15	236	561,601
印	刷・同関連産業	22	1,049	2,272,253
化	学	10	259	838,654
石	油製品・石炭製品製造業	1	11	×
プ	ラスチック製品製造業	32	609	1,940,806
ゴ	ム製品製造業	6	82	97,173
な	めし革・同製品・毛皮製造業	1	15	×
窯	業・土石製品製造業	11	544	938,844
鉄	鋼	7	93	764,990
非	鉄金属製造業	6	240	953,356
金	属製品製造業	169	2,007	3,089,149
は	ん用機械器具製造業	37	384	643,095
生	産用機械器具製造業	118	1,321	2,035,722
業	務用機械器具製造業	21	295	607,002
電	子部品・デバイス・電子回路製造業	7	241	365,812
電	気機械器具製造業	63	1,327	2,736,925
情	報通信機械器具製造業	2	150	×
輸	送用機械器具製造業	26	1,525	2,124,834
そ	の他の製造業	14	165	342,357

注) 1. 従業者規模 4 人以上の事業所の数値であり、事業所数及び従業者数は平成 22 年末現在数、製造品出荷額等は平成 22 年 1 年間の累計額である。

2. 「×」は、数値が秘匿されているものを示す。

3. 総数には、「×」を含む。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

(3) 商業

豊中市の商店数、従業者数及び年間商品販売額は、表 4-7 に示すとおりである。

平成 19 年における商店数、従業者数及び年間商品販売額は、卸売業が 570 店、5,037 人、約 7,351 億円、小売業が 2,490 店、17,734 人、約 2,748 億円となっている。

平成 6 年から平成 19 年の経年的な総数の傾向をみると、商店数及び従業員数は減少傾向となっている。また、年間商品販売額は平成 14 年までは減少傾向であったが、平成 19 年については小売業は減少したが卸売業は大きく増加し、総数も増加となっている。

表 4-7 商店数、従業者数及び年間商品販売額

区分	項目	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
	平成 6 年	総数	4,608	27,520
卸売業		758	7,820	68,704,150
小売業		3,850	19,700	43,178,233
平成 9 年	総数	4,208	26,056	101,786,386
	卸売業	681	7,376	64,513,755
	小売業	3,527	18,680	37,272,631
平成 14 年	総数	3,749	26,062	78,908,278
	卸売業	690	6,703	48,426,754
	小売業	3,059	19,359	30,481,524
平成 19 年	総数	3,060	22,771	100,995,354
	卸売業	570	5,037	73,512,774
	小売業	2,490	17,734	27,482,580

注) 数値は、平成 6 年は 7 月 1 日現在、平成 9 年、平成 14 年、平成 19 年は 6 月 1 日現在の値を示す。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

2. 1. 3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の交通量は表 4-8 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺の主要道路としては、事業計画地の南側を東西に中国自動車道及びそれと平行して府道大阪中央環状線が走っている。また、南北には、西側を国道 423 号（新御堂筋）が、東側を府道吹田箕面線が通っている。

国道 423 号（新御堂筋）における平日 12 時間の自動車類交通量は、豊中市新千里南町 2 丁目において、48,679 台及び 29,723 台となっている。

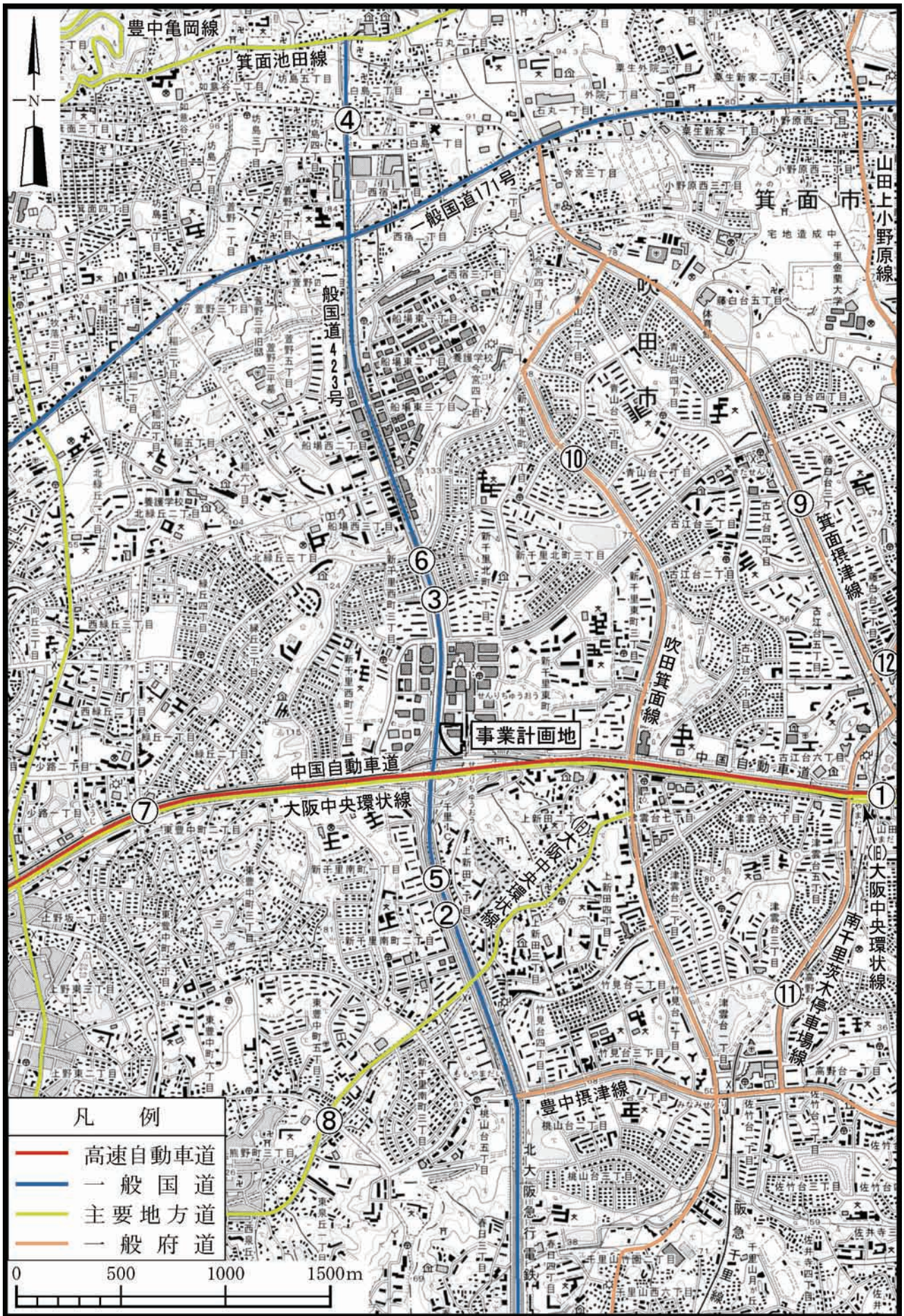
表 4-8 事業計画地周辺の交通量

単位：台

番号	路線名	観測地点	平日 12 時間（7～19 時）交通量			平日 24 時間交通量
			小型車	大型車	合計	
1	中国自動車道	中国吹田 IC～中国豊中 IC 間	29,413	18,490	47,903	76,425
2	一般国道 423 号(本線)	豊中市新千里南町 2 丁目	27,470	2,253	29,723	44,489
3	一般国道 423 号(本線)	豊中市新千里北町 1 丁目	31,461	3,386	34,847	48,078
4	一般国道 423 号	箕面市坊島 4 丁目	21,682	1,911	23,593	33,030
5	一般国道 423 号(側道)	豊中市新千里南町 2 丁目	43,905	4,774	48,679	72,409
6	一般国道 423 号(側道)	豊中市新千里北町 1 丁目	5,151	738	5,889	7,925
7	大阪中央環状線	豊中市緑丘 2 丁目	56,520	10,866	67,386	99,905
8	大阪中央環状線（旧）	豊中市熊野町 3 丁目	8,899	885	9,784	13,293
9	箕面摂津線	吹田市古江台 4 丁目	6,126	707	6,833	8,752
10	吹田箕面線	豊中市新千里北町 3 丁目	5,026	545	5,571	6,973
11	南千里茨木停車場線	吹田市津雲台 5 丁目	7,761	407	8,168	11,435
12	山田上小野原線	吹田市藤白台 1 丁目	6,638	265	6,903	8,825

注) 番号は、交通量調査地点の番号を示す。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス」（国土交通省道路局ホームページ）



出典：「2万5千分1地形図 伊丹・広根・吹田」（国土地理院、平成20年）
「2万5千分1地形図 高槻」（国土地理院、平成14年）をもとに作成

図 4-1 道路網及び交通量調査地点

(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道の乗降車人員は表 4-9 に、鉄道網は図 4-2 に示すとおりである。

豊中市には、鉄道として阪急電鉄、北大阪急行電鉄及び大阪高速鉄道（大阪モノレール）の 3 路線がある。事業計画地の最寄の駅は、北大阪急行電鉄及び大阪高速鉄道の千里中央駅である。

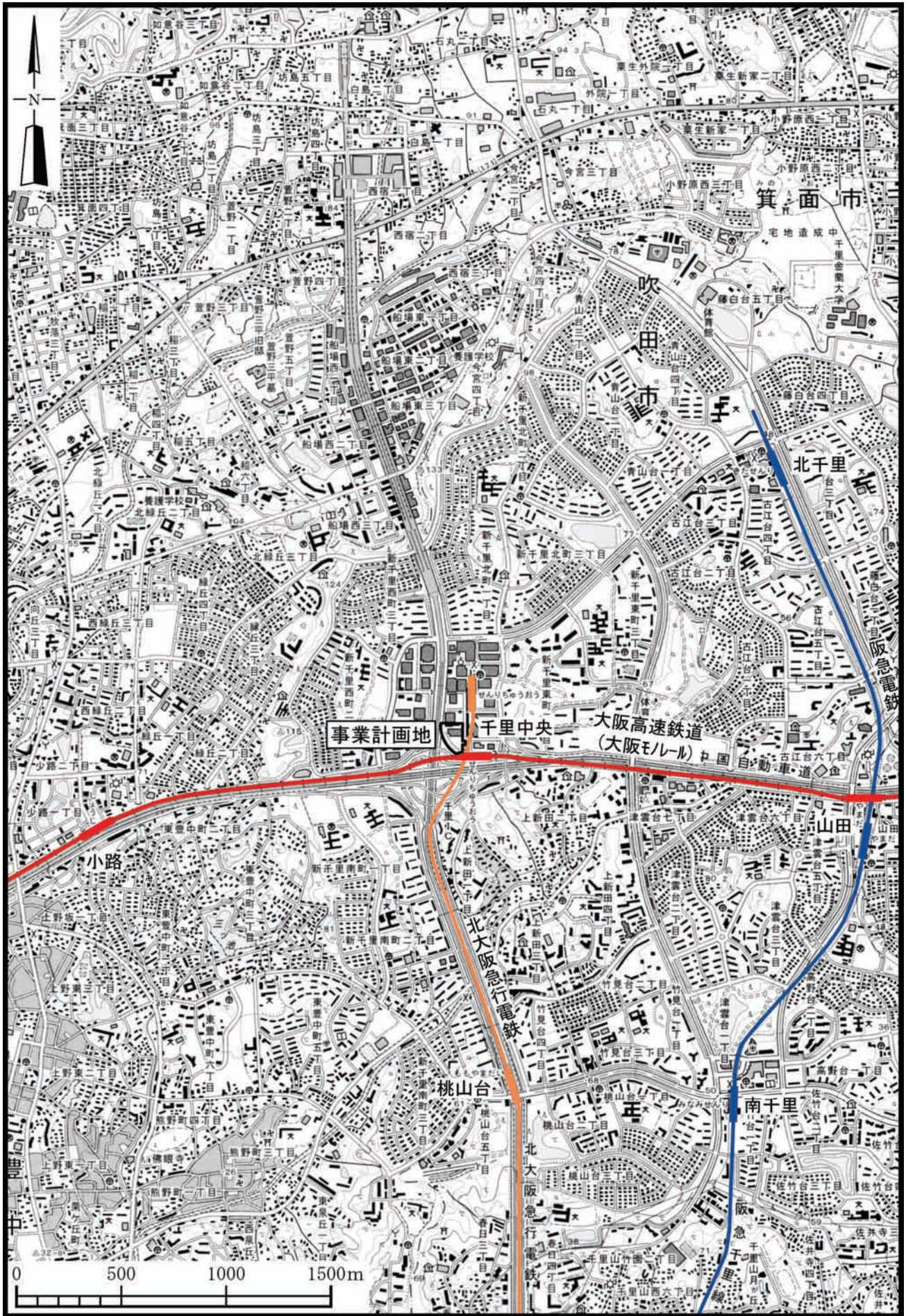
これらの駅における平成 22 年の 1 日当りの乗車人員、降車人員は、北大阪急行電鉄の千里中央駅ではそれぞれ 43,372 人、42,031 人、大阪高速鉄道の千里中央駅ではそれぞれ 16,380 人、16,328 人となっている。

表 4-9 鉄道の乗降車人員（平成 22 年）

路線名	駅名	乗車人員 (人)	降車人員 (人)
北大阪急行電鉄	千里中央	43,372	42,031
大阪高速鉄道 (大阪モノレール)	千里中央	16,380	16,328

注) 数値は、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社が実施している「交通量調査」の結果を掲げたものである。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）



出典：「2万5千分1地形図 伊丹・広根・吹田」（国土地理院、平成20年）
 「2万5千分1地形図 高槻」（国土地理院、平成14年）をもとに作成

図 4-2 鉄道網

4. 1. 4 土地利用

(1) 土地利用状況

① 土地利用（地目別面積）の状況

豊中市の地目別面積は、表 4-10 に示すとおりである。また、土地利用現況図は図 4-3 に示すとおりである。

平成 23 年における地目別面積の総数は 197,297 a で、宅地が 186,396 a（総数の 94.5%）と最も多く、次いで田の 4,578 a（同 2.3%）、畑の 3,801 a（同 1.9%）となっている。

平成 19 年から平成 23 年の経年的な傾向をみると、宅地、雑種地は増加傾向、田、畑、山林、原野については減少傾向、池・沼についても平成 23 年から減少している。

なお、事業計画地は宅地であり、商業業務地として利用されている。

表 4-10 地目別面積

単位：a

項目 \ 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総 数	195,838	196,083	196,101	197,090	197,297
宅 地	184,317	184,445	184,754	185,780	186,396
田	4,942	4,830	4,772	4,715	4,578
畑	4,484	4,269	4,138	4,037	3,801
山 林	410	393	371	385	303
原 野	22	17	12	12	11
池 ・ 沼	7	8	9	9	3
雑 種 地 (うち鉄軌道用地)	1,656 (1,030)	2,121 (1,467)	2,045 (1,460)	2,152 (1,460)	2,205 (1,459)

注) 数値は、各年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

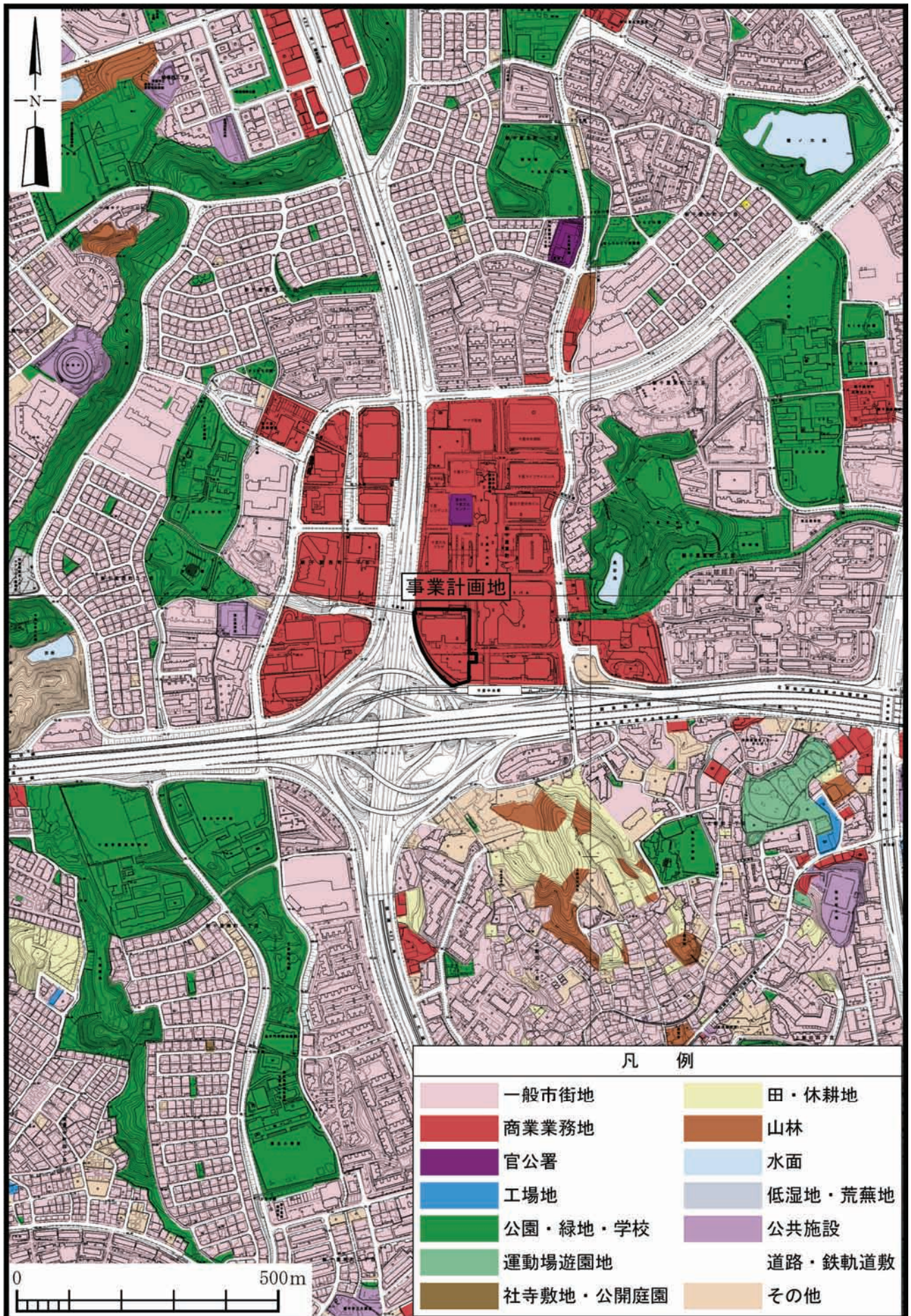


图 4-3 土地利用現況図

② 用途地域の状況

豊中市の用途地域等の指定状況は表 4-11 に、事業計画地周辺の用途地域図は図 4-4 に示すとおりである。

豊中市は市全域が都市計画区域であり、市街化区域となっており、面積は 3,660ha である。そのうち、用途地域の指定がされている区域が 3,489ha、無指定地が 171ha となっている。

市街化区域は、第 1 種中高層住居専用地域が 1,239ha（市街化区域の 35.5%）と最も多く、次いで準工業地域の 639ha（同 18.3%）、第 1 種低層住居専用地域の 631ha（同 18.1%）となっている。

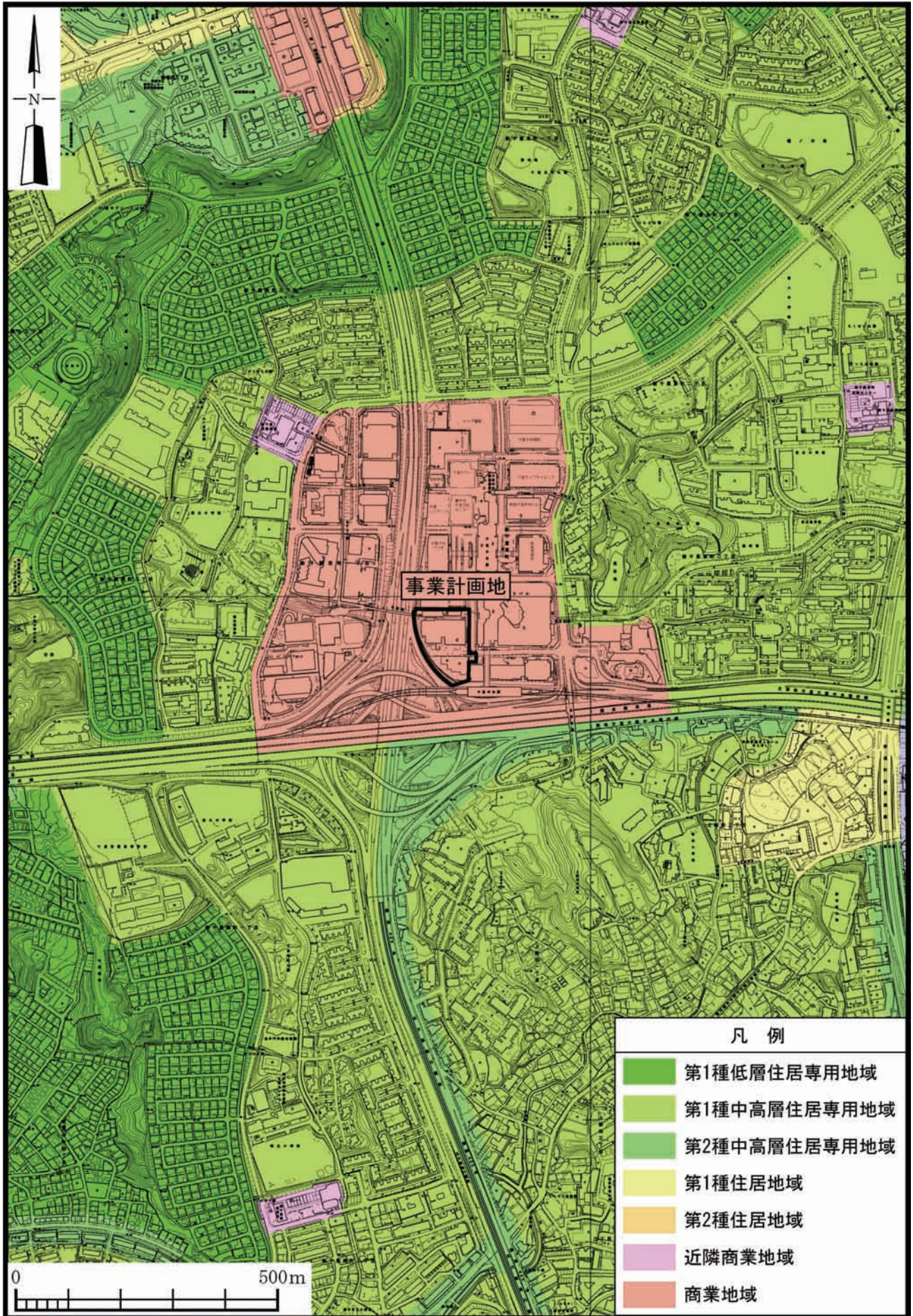
なお、事業計画地は商業地域に指定されている。

表 4-11 用途地域の指定状況

区域		年	面積 (ha)	指定地域構成比 (%)
用途地域 指定区域	第 1 種低層住居専用地域		631	18.1
	第 2 種低層住居専用地域		4.6	0.1
	第 1 種中高層住居専用地域		1,239	35.5
	第 2 種中高層住居専用地域		190	5.5
	第 1 種住居地域		431	12.4
	第 2 種住居地域		59	1.7
	準住居地域		28	0.8
	近隣商業地域		137	3.9
	商業地域		54	1.5
	準工業地域		639	18.3
	工業地域		77	2.2
	計		3,489	100.0
無指定地			171	—
都市計画区域（市街化区域）			3,660	—

注) 数値は、平成 18 年 2 月 21 日現在

出典：豊中市ホームページ



出典：大阪府地図情報システムホームページ

図 4-4 用途地域図

(2) 文教、医療、福祉施設

事業計画地周辺における文教、医療、福祉施設、保育所・保育園、その他公共施設及びその位置は、表 4-12(1)、(2)及び図 4-5(1)～(4)に示すとおりである。

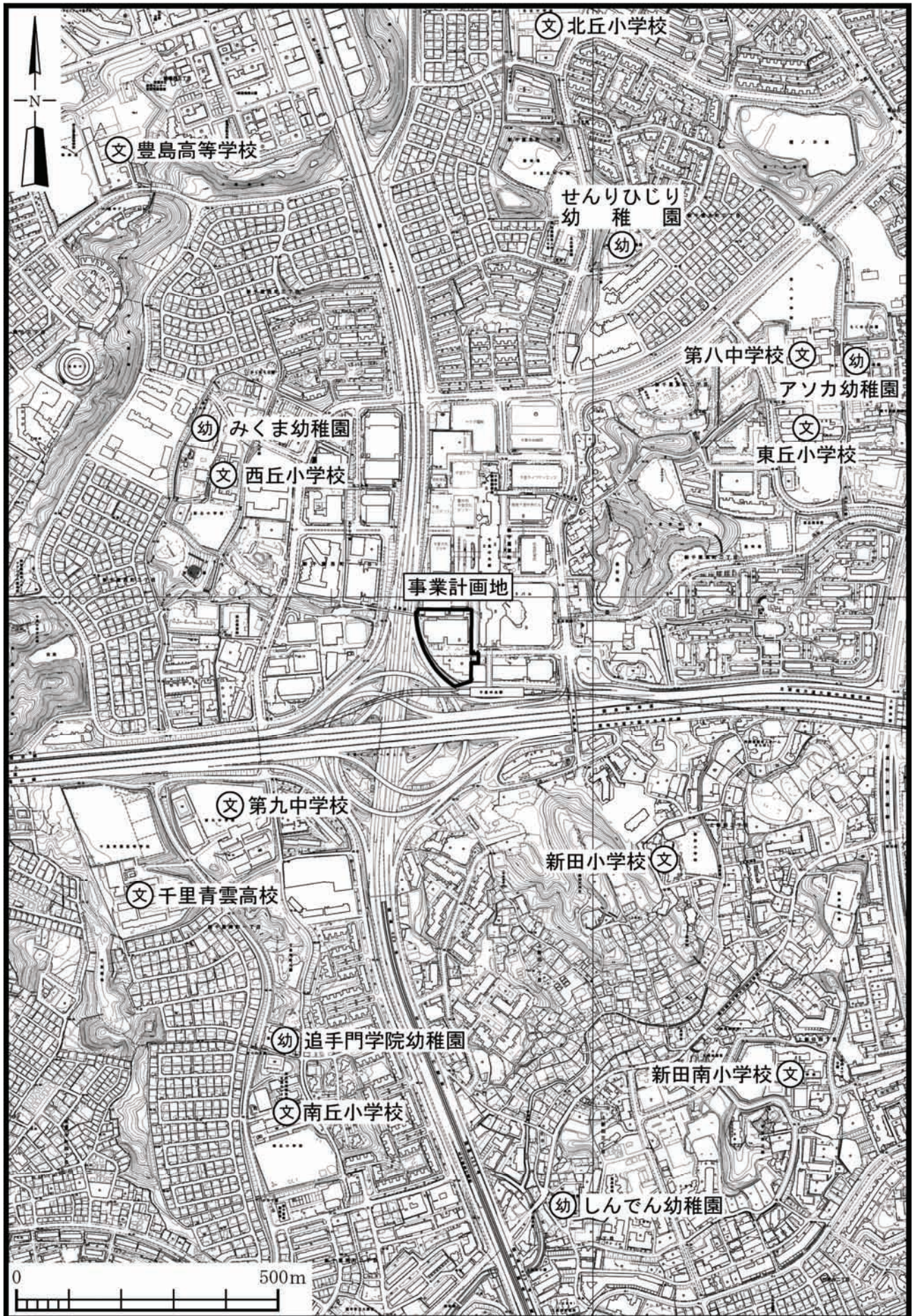
表 4-12(1) 事業計画地周辺の文教、医療、福祉施設等

施設名称	
文教施設	せんりひじり幼稚園
	追手門学院幼稚園
	アソカ幼稚園
	みくま幼稚園
	しんでん幼稚園
	北丘小学校
	東丘小学校
	西丘小学校
	新田小学校
	南丘小学校
	新田南小学校
	第八中学校
	第九中学校
	豊島高等学校
	千里青雲高等学校
医療施設	医療法人 千里中央病院
	芦田耳鼻咽喉科
	ありたき小児科
	医療法人 小川・貴島診療所
	一翠会 千里中央検診センター
	おの泌尿器科クリニック
	かみにクリニック
	医療法人 切通眼科第一分院
	医療法人 小池診療所
	さかがみ眼科・皮膚科
	阪本胃腸・外科クリニック
	医療法人 笹岡医院
	ささきクリニック
	医療法人 耳鼻咽喉科 よしおか医院
	杉浦こころのクリニック
	財団法人関西労働保健協会附属千里LC診療所
	財団法人関西労働保健協会千里LC第二診療所
	千里中央駅前クリニック
	園田桃代ARTクリニック
	田坂クリニック産婦人科内科
	医療法人 鳥辺医院
	医療法人 内科循環器科呼吸器科よしおか医院
	中尾眼科医院
	西井皮膚科クリニック
	福本内科クリニック
	医療法人 藤田整形外科
	医療法人 前田内科
	松下内科クリニック
	むやスキクリニック
	医療法人 みどりクリニック

表 4-12(2) 事業計画地周辺の文教、医療、福祉施設等

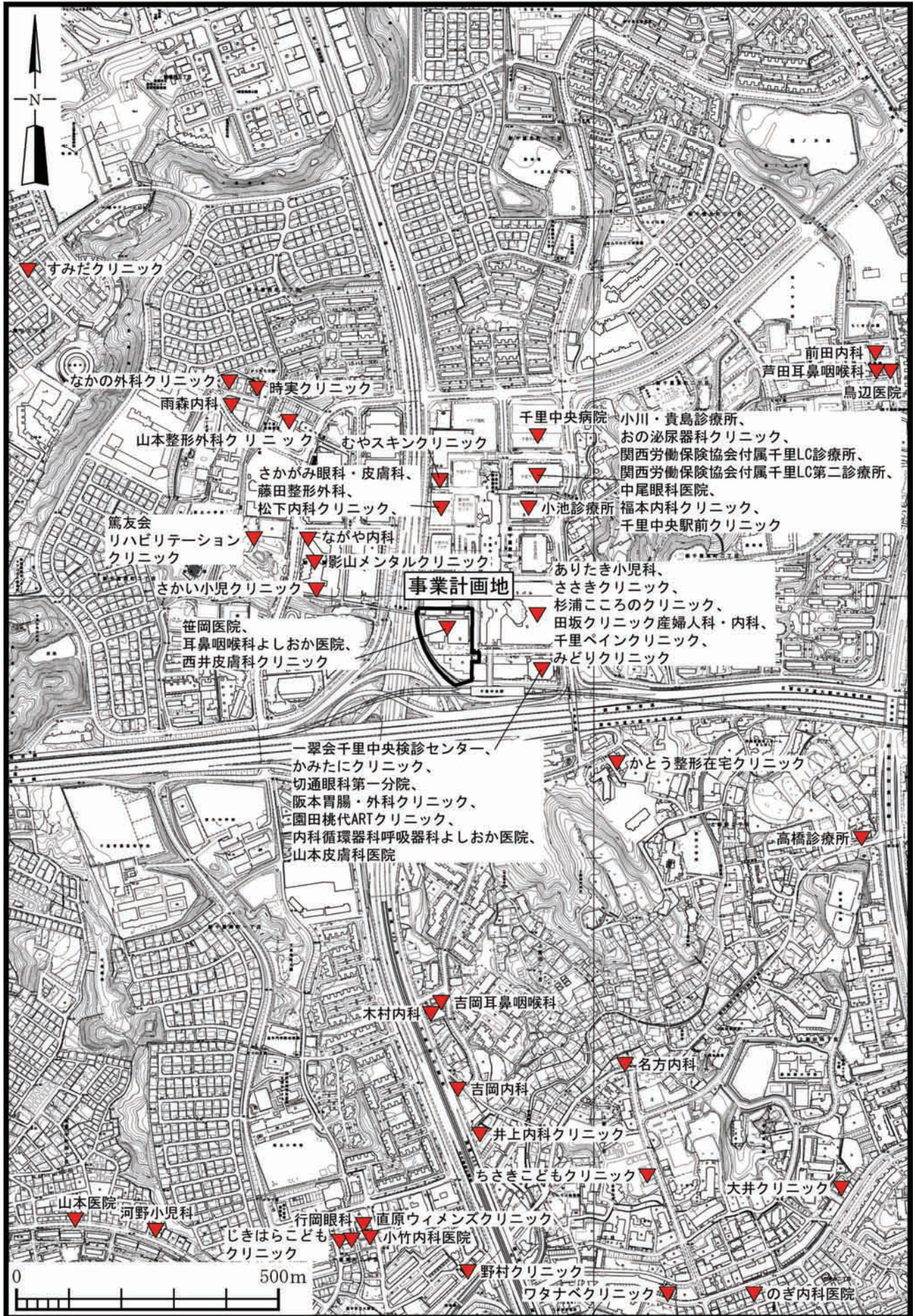
施設名称	
医療施設（つづき）	医療法人 千里ペインクリニック
	医療法人 山本皮膚科医院
	影山メンタルクリニック
	雨森内科
	医療法人 時実クリニック
	篤友会リハビリテーションクリニック
	なかの外科クリニック
	ながや内科
	山本整形外科クリニック
	さかい小児クリニック
	すみだクリニック
	高橋診療所
	山本整形外科クリニック
	木村内科
	吉岡耳鼻咽喉頭科
	医療法人 井上内科クリニック
	名方内科
	吉岡内科
	ちさきこどもクリニック
	ワタナベクリニック
	大井クリニック
	のぎ内科医院
	野村クリニック
	直原ウィメンズクリニック
	小竹内科医院
	行岡眼科
	じきはらこどもクリニック
河野小児科	
山本医院	
福祉施設	特別養護老人ホーム アリス千里
	特別養護老人ホーム 豊中グリーンヒル
	介護付有料老人ホーム ウエルハウス千里中央
	豊中市立 千里老人福祉センター
	介護付有料老人ホーム ライフ&シニアハウス千里中央
	障がい者生活介護施設 NAGOMI
	アシステッドリビングホーム 豊泉家桃山台
	特別養護老人ホーム 豊寿荘
	特別養護老人ホーム きらぼし
	認知症対応型通所介護施設 ビー・ジーみなみ
	保育所・保育園
ちびっこ保育園スカイライフ	
あけぼのドロップス	
保育所北丘聖愛園	
豊中市立西丘保育所	
その他公共施設	豊中市役所新千里出張所
	千里図書館
	豊中市役所千里少年文化館

出典：iタウンページ、豊中市医師会ホームページ、豊中市ホームページ、
「社会福祉施設一覧 平成20年度版」（大阪府ホームページ）



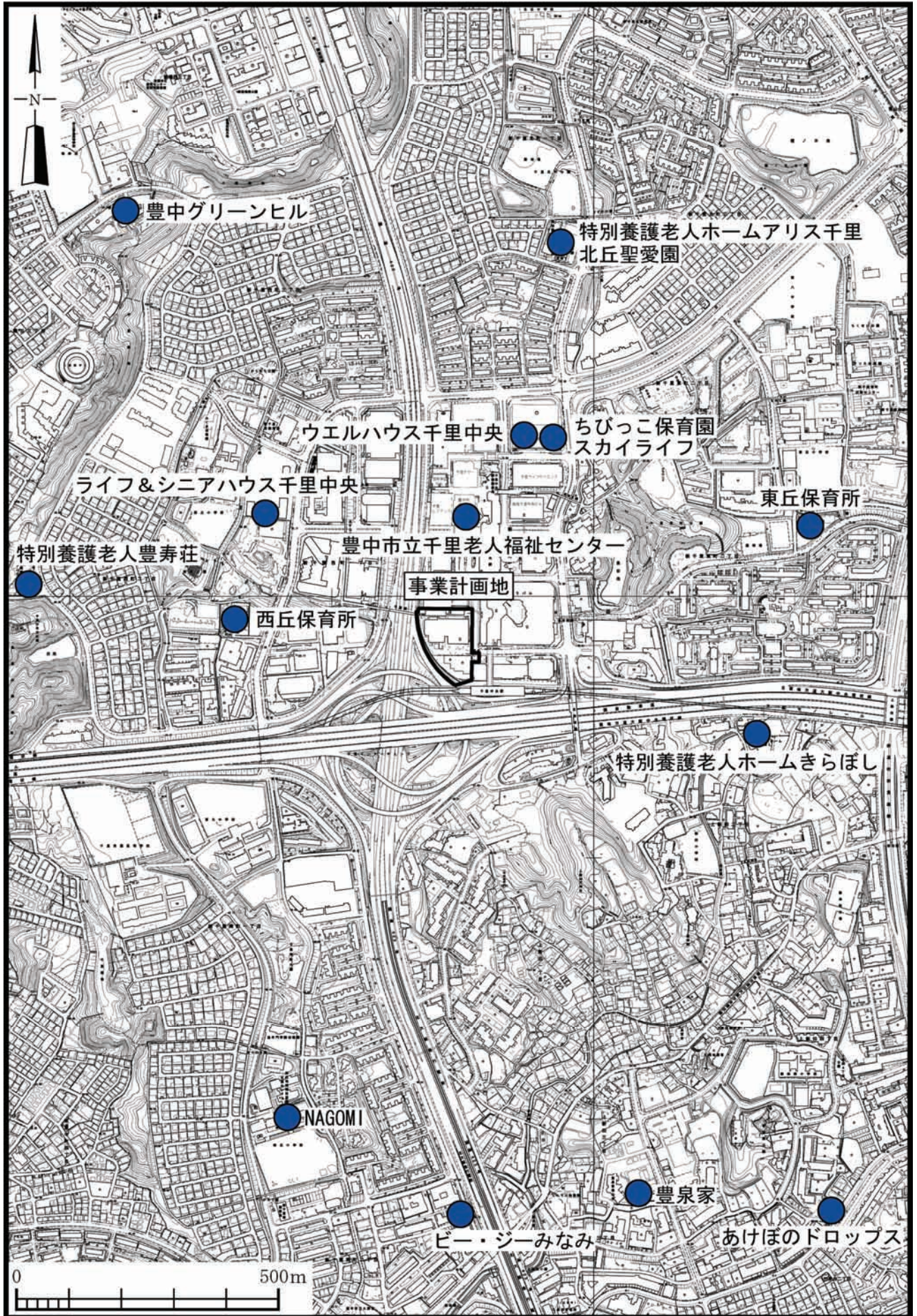
出典：iタウンページ

図 4-5(1) 文教施設の分布状況



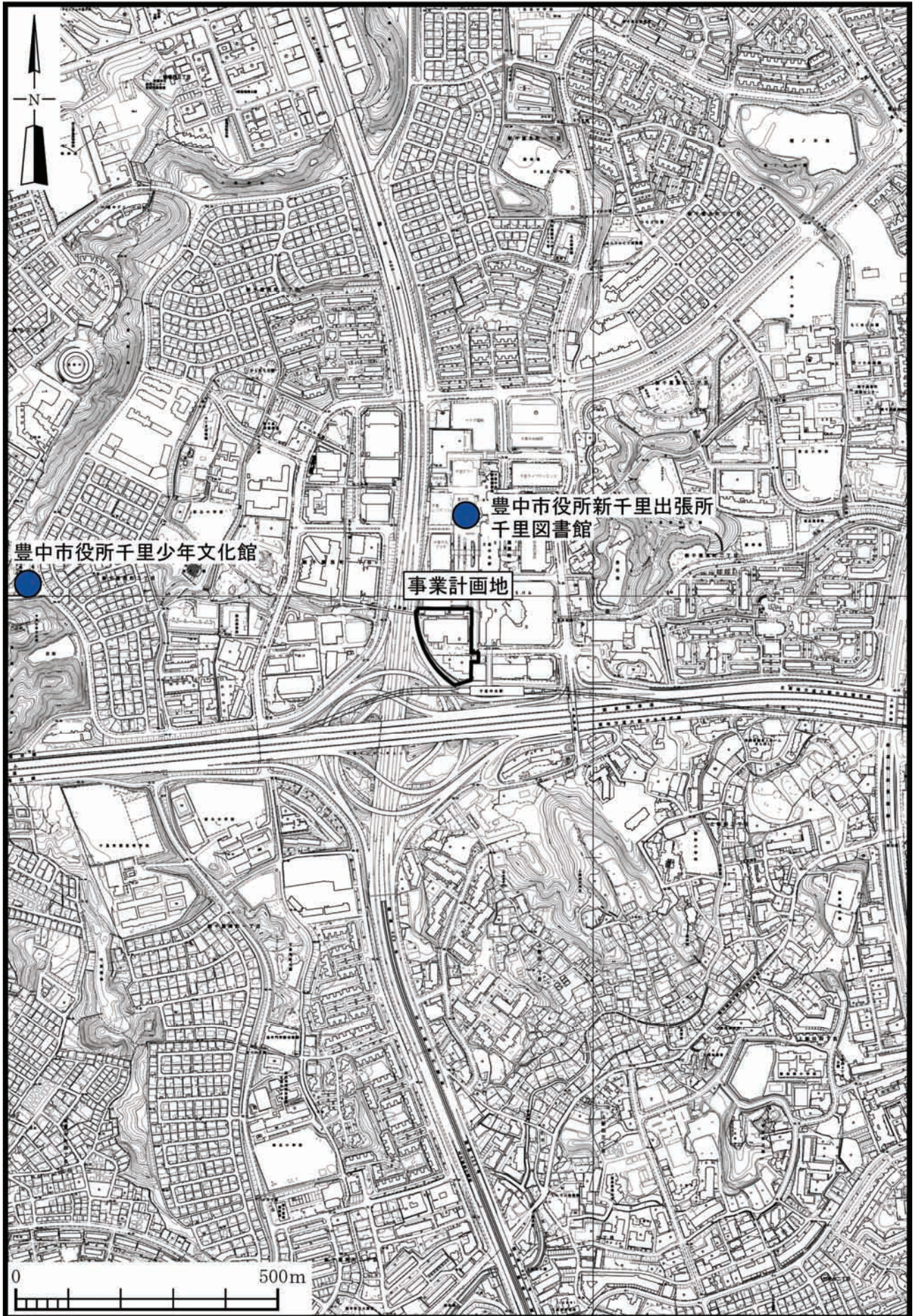
出典：豊中市医師会ホームページ

図 4-5(2) 医療施設の分布状況



出典：iタウンページ、「社会福祉施設一覧 平成20年度版」（大阪府ホームページ）

図4-5(3) 福祉施設、保育所・保育園の分布状況



出典：豊中市ホームページ

図 4-5(4) その他の公共施設の分布状況

4. 1. 5 水利用

(1) 上水道

平成 22 年度の豊中市における配水量及び有効水量の状況は、表 4-13 に示すとおりである。配水量の総数は 46,052,261m³、有効水量の総数は 44,860,076m³ である。また、水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかの指標となる有効率は 97.4%となっている。

なお、豊中市水道局のホームページによると、豊中市の配水系統図は図 4-6 のとおりである。

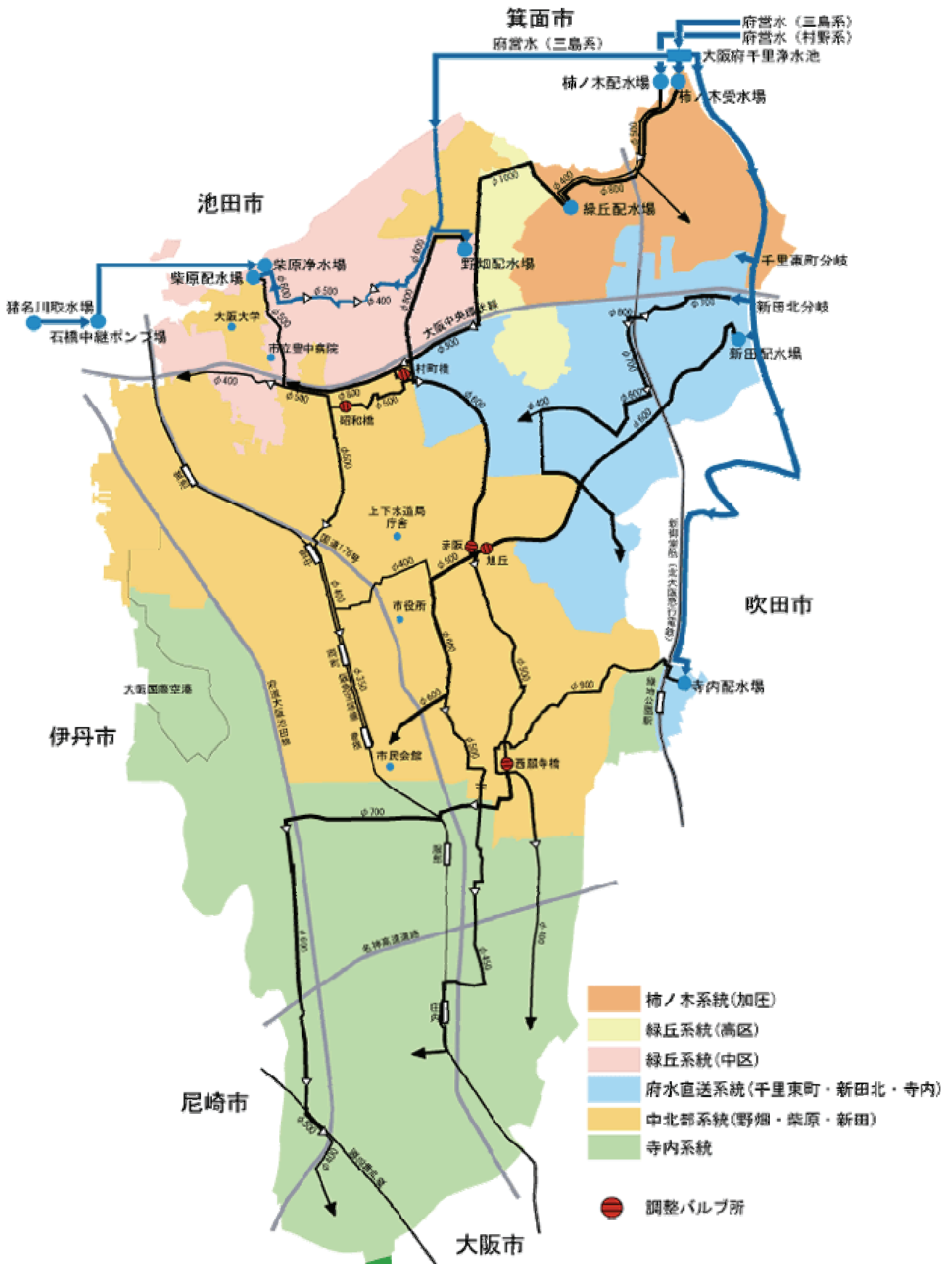
表 4-13 配水量及び有効水量（平成 22 年度）

単位：m³

配水量	総数		46,052,261
	自己水		4,069,270
	受水	大阪府	41,965,957
		その他	17,034
	1日最大		139,503
	1日最小		109,118
	1日平均		126,171
有効水量	総数		44,860,076
	一般用		43,412,389
	湯屋用		383,155
	臨時用		109,218
	無収水量		955,314
有効率（%）			97.4

注）有効率は有効水量を配水量で除したもの。

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）



出典：豊中市水道局ホームページ

図 4-6 豊中市の配水系統図

(2) 下水道

平成 22 年度の豊中市における下水道人口普及率及び下水道面積普及率の状況は、表 4-14(1)、(2)に示すとおりである。下水道の人口普及率は 99.9%、水洗化率は 99.6%となっている。また、下水道の整備済区域面積及び処理区域面積の普及率はともに 96.8%となっている。

表 4-14(1) 下水道人口普及率（平成 22 年度）

単位：人、%

	行政区域内人口	処理区域内人口	水洗化人口	人口普及率	水洗化率
全 域	389,311	389,250	387,506	99.9	99.6
原田処理区	269,185	269,179	268,210	99.9	99.6
庄内処理区	109,497	109,442	108,730	99.9	99.3
そ の 他	10,629	10,629	10,566	100.0	99.4

注) 1. 人口普及率=処理区域内人口÷行政区域内人口

2. 水洗化率=水洗化人口÷処理区域内人口

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

表 4-14(2) 下水道面積普及率（平成 22 年度）

単位：ha、%

	行政区域面積	計画排水面積	整備済区域面積	処理区域面積	整備済区域面積普及率	処理区域面積普及率
全 域	3,660.0	3,582.6	3,468.8	3,468.8	96.8	96.8
原田処理区	2,508.3	2,477.2	2,389.1	2,389.1	96.4	96.4
庄内処理区	1,086.0	1,039.7	1,014.0	1,014.0	97.5	97.5
そ の 他	65.7	65.7	65.7	65.7	100.0	100.0

注) 1. 整備済区域面積普及率=整備済区域面積÷計画排水区域面積

2. 処理区域面積普及率=処理区域面積÷計画排水区域面積

出典：「豊中市統計書（平成 23 年版）」（豊中市、平成 24 年）

(3) 地下水の利用状況

豊中市の飲用井戸の状況は、寺内地区及び中桜塚・南桜塚地区において飲用井戸を利用している実態がある。

4. 1. 6 廃棄物

(1) 一般廃棄物

平成 21 年度の豊中市の一般廃棄物の発生及び処理状況は、表 4-15 に示すとおりである。ごみ総排出量は約 13.1 万トンであり、ごみ処理量は約 12.3 万トンである。リサイクル率は 11.5% であり、最終処分量は約 2.1 万トンである。

表 4-15 一般廃棄物の発生及び処理状況（平成 21 年度）

項 目		単 位	豊中市	
計画収集人口		人	389,984	
ごみ総排出量	生活系ごみ (集団回収量含まず)	t	77,243	130,518
	事業系ごみ	t	45,269	
	集団回収量	t	8,006	
1 人 1 日当りの排出量		g/人日	917	
ごみ処理量	直接焼却量	t	102,265	122,512
	直接埋立量	t	0	
	焼却以外の中間処理量	t	20,177	
	直接資源化量	t	70	
資源化量	集団回収量	t	8,006	14,965 (11.5%)
	直接資源化量	t	70	
	中間処理後再生利用量	t	6,889	
最終処分量		t	21,089	

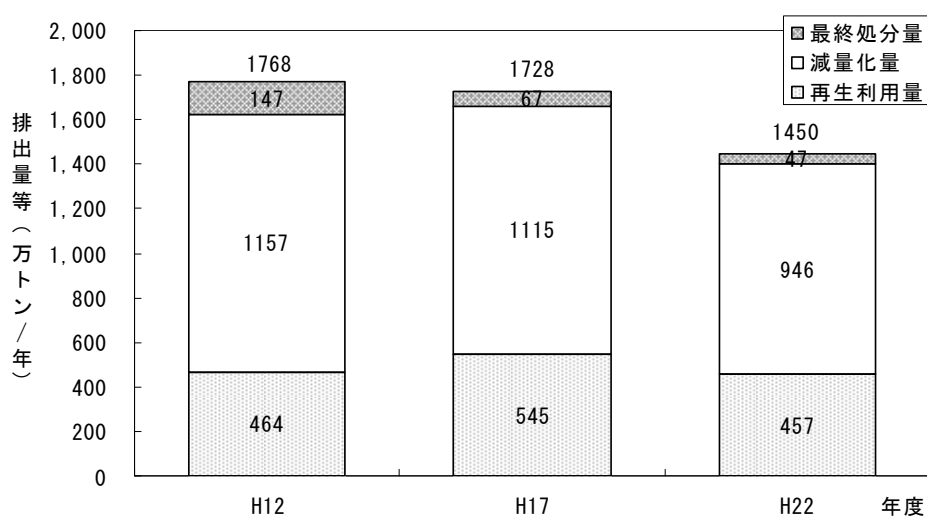
注) 括弧内はリサイクル率を示す。

出典：「平成 21 年度 大阪府の一般廃棄物」（大阪府、平成 23 年）

(2) 産業廃棄物

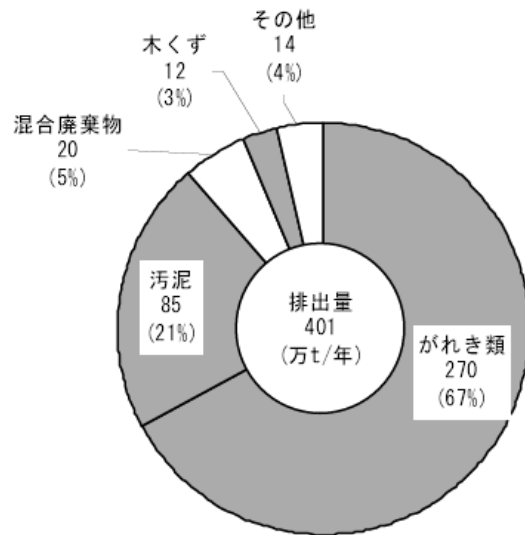
大阪府内から排出された産業廃棄物の排出量と再生利用量の推移は図 4-7 に示すとおりである。平成 22 年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は 1,450 万トンとなっている。再生利用量は 457 万トンであり、最終処分量は 47 万トンとなっている。

建設業における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量は図 4-8 に示すとおりである。排出量は 401 万トンで全体の 28%を占めている。排出量を種類別にみると、がれき類が 270 万トン（67%）で最も多く、次いで、汚泥が 85 万トン（21%）となっている。再生利用量は、排出量の 88%で 352 万トンとなっており、がれき類が 265 万トン（75%）、汚泥が 59 万トン（17%）となっている。最終処分量は、排出量の 5%で 19 万トンとなっており、混合廃棄物が 6 万トン（32%）、がれき類が 5 万トン（26%）、汚泥が 4 万トン（21%）となっている。

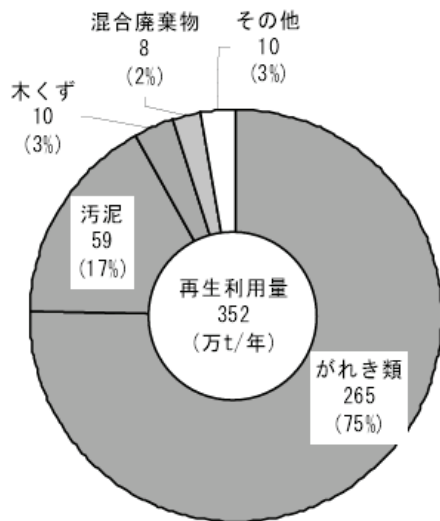


出典：「おおさかの環境 2011」（大阪府、平成 23 年）、
「平成 23 年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書
（平成 22 年度実績）」（大阪府、平成 24 年）

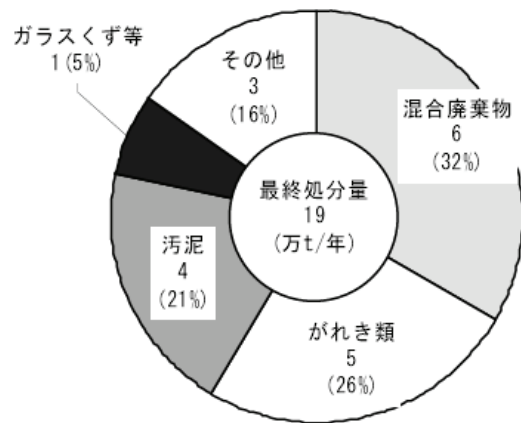
図 4-7 大阪府の産業廃棄物の排出量と再生利用量の推移



建設業の種類別排出量



建設業の種類別再生利用量



建設業の種類別最終処分量

出典：「平成 23 年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（平成 22 年度実績）」
（大阪府、平成 24 年）

図 4-8 大阪府の産業廃棄物の排出量と再生利用量の推移（平成 22 年度）

4. 1. 7 関係法令・条例等

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）第16条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

(1) 大気汚染

① 環境基準等

大気の汚染に係る環境基準は、表4-16に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について定められている。

表4-16 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年 環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年 環境庁告示第33号）

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 法律第 105 号）により、表 4-17 に示すとおりに定められている。

なお、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値については表 4-18 に示した。

表 4-17 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 基準値は、年間平均値とする。	

注) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境省告示第 68 号）

表 4-18 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	基準値	根拠及び内容
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下	<p><根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の 4 項目「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（中央環境審議会、平成 15 年 7 月 31 日答申） クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 3 項目「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（中央環境審議会、平成 18 年 11 月 8 日答申） ヒ素及び無機ヒ素化合物の 1 項目「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（中央環境審議会、平成 22 年 10 月 15 日答申） <p><内容></p> <p>指針値は、健康リスク評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。</p>
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下	
水銀及びその化合物	年平均値 0.04 μgHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μgNi/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng-As/m ³ 以下	

② 排出規制

a. 工場・事業場からの排出ガス

工場や事業場からの排出される大気汚染物質については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 法律第 97 号）に基づき、工場・事業場のばい煙発生施設等に対して、排出基準、総量規制、施設の構造、使用、管理に関する基準、設置等の届出、立入検査等が定められている。また、特定粉じん発生施設では大気中の石綿濃度に対して敷地境界基準を遵守する必要がある。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 大阪府条例第 6 号）では、「大気汚染防止法」で規制を受けない施設や有害物質など適用範囲を拡大して排出基準、施設の構造、仕様、管理などの基準とともに、設置届出書等が定められている。

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」（平成 17 年 豊中市条例第 10 号）では、原動機的能力等が一定の基準を超える工場等については、設置時には許可申請書を提出し、市長の許可が必要である。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設の種類及び構造に応じて、排出基準、総量規制基準が定められている。

b. 建設作業

「大気汚染防止法」に基づき、特定粉じん等排出作業については、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する作業基準が定められ、作業の実施の際には届出が必要となる。

c. 自動車の排出ガス

自動車排ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 法律第 70 号）により車種規制が定められており、また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、流入車規制の導入や自動車の駐車時における原動機の停止が義務付けられている。豊中市では、これらの規制対象となる対策地域に指定されている。

また、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年 法律第 51 号）に基づき、特定特殊自動車については、エンジンの技術基準、基準適合表示等、排出抑制のための取り組むべき措置が規定され、これに適合しないものは使用できない。

さらに、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」（平成 18 年 国土交通省告示第 1152 号）では、定期検査の実施、検査結果の記録・保管等の取り組むべき措置を定めている。

(2) 水質汚濁・底質

① 環境基準等

水質汚濁に係る環境基準は、表 4-19 及び表 4-20 に示すとおりである。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域について一律の基準値が定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに基準値が定められている。豊中市内では、千里川が環境基準の水域類型（A類型）に指定されており、流末が環境基準点となっている。

表 4-19 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）

表 4-20 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定により、表4-21に示すとおりに定められている。

表4-21 ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
備考 基準値は、年間平均値（水底の底質を除く。）とする。	

注）水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表4-22に示すとおりである。

表4-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）

② 排出規制

豊中市では、昭和 49 年 5 月に「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 法律第 138 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制制限を受け、さらに「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」とあわせて工場・事業場から排出される汚水が排水基準を満足するように、排水の採取・検査と排水処理施設の設置・維持管理の徹底等の指導が行われている。

また、昭和 53 年 6 月に、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 法律第 110 号）と「水質汚濁防止法」の一部改正（昭和 53 年 法律第 68 号）が行われ、COD（化学的酸素要求量）について、これまでの排水口ごとの濃度規制に加え、生活排水を含む全ての汚濁発生源からの負荷量を一定量以下に抑えることを目標とした総量規制方式が導入されている。それにより、昭和 55 年 7 月より排水量 1 日当たり 50m³ 以上の特定事業場に対し、総量規制基準の遵守義務と汚濁負荷量の測定義務が課せられている。さらに平成 14 年 10 月 1 日からは窒素及び磷についても同様に総量規制が行われている。

(3) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は表 4-23 に示すとおりである。また、大阪府では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 4-24 に示すとおり行われている。

事業計画地及びその周辺はC類型に指定されている。

表 4-23 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- 注) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基 準 値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときには、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法(昭和27年 法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年 法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年 建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）

表 4-24 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」（平成22年 豊中市告示第274号）

② 騒音に係る規制

a 工場・事業場騒音

国において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音について規制するために、昭和 43 年 6 月に「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）が制定されている。

大阪府においては、昭和 25 年に「大阪府事業場公害防止条例」が制定されたのを初め、昭和 44 年に「大阪府公害防止条例」、平成 6 年 3 月には「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に改正され、工場・事業場に関する規制、建設作業に関する規制、拡声機の使用の制限、深夜における音響機器の使用の制限、深夜における営業等の制限などが定められている。

豊中市では、「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場及び建設作業等に対する規制が適用され、また、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」により、工場・事業場設置に対する許可制を採用するなど、さらにきめ細かい規制が行われている。

豊中市における騒音に係る規制基準は表 4-25 に示すとおりである。なお、事業計画地は商業地域であり、騒音に係る規制基準の区域は、第 3 種区域に区分される。

表 4-25 豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づく騒音に係る規制基準

単位：デシベル

区域の区分		時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
			午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
第1種区域			45	50	45	40
第2種区域			50	55	50	45
第3種区域			60	65	60	55
第4種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域		60	65	60	55
	その他の区域		65	70	65	60
備 考						
<p>1 この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。</p> <p>(1) 第1種区域：都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（以下それぞれ「第1種低層住居専用地域」及び「第2種低層住居専用地域」という。）</p> <p>(2) 第2種区域：都市計画法第2章の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（以下それぞれ「第1種中高層住居専用地域」「第2種中高層住居専用地域」「第1種住居地域」「第2種住居地域」及び「準住居地域」という。）</p> <p>(3) 第3種区域：都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（以下それぞれ「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」という。）</p> <p>(4) 第4種区域：都市計画法第2章の規定により定められた工業地域（以下「工業地域」という。）</p> <p>2 この表において「既設の学校、保育所等」とは、第4種区域及びその周辺50メートル以内の区域に昭和49年5月1日において既に設置されている学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この基準は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする</p>						

出典：「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」（昭和48年 豊中市規則第39号）

b 道路交通騒音

(a) 発生源の規制

「騒音規制法」では、自動車本体の騒音発生量について許容限度が設定され、昭和 46 年に定常走行騒音、排気騒音及び加速走行騒音について定められている。その後、中央公害対策審議会の答申により、順次規制の強化が行われている。

(b) 交通規制の要請等

「騒音規制法」では、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地のうち、用途地域の指定のない地域を除く区域の道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について、意見を述べることができるとしている。

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 4-26 に示すとおりである。

表 4-26 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線道路を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
75 デシベル	70 デシベル

- 注) 1. 表中の値は等価騒音レベルである。
 2. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 a 区域：騒音規制法に基づく騒音に係る規制基準により第 1 種区域に区分された地域
 b 区域：同規制基準により第 2 種区域に区分された地域
 c 区域：同規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域
 3. 「幹線交通を担う道路」とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路とする。
 4. 「幹線交通を担う道路に近傍する区域」とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から 15m、2 車線を越える場合は、同境界線から 20m までの範囲とする。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 総理府令第 15 号）

c 特定建設作業騒音

「騒音規制法」では、特定建設作業としてくい打機を使用する作業等について、工業専用地域、飛行場及び工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く区域を対象として、これらの作業についての音量基準及び時間等に関する規制基準を定めている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」の規制対象基準よりも幅広い作業について、作業場所の敷地境界線上における騒音の規制基準を定めている。

さらに、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」では、「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の対象以外の建設作業についても規制の対象としている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく規制基準は表 4-27 に示すとおりである。

表 4-27 大阪府生活環境の保全等に関する条例及び豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づく特定建設作業騒音の規制基準

項目	作業の種類
大阪府生活環境の保全等に関する条例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2 びょう打機を使用する作業
	3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業に当たっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	6 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW 以上を超えるものに限る。）を使用する作業
	7 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	8 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
豊中市環境の保全等の推進に関する条例	9 アースオーガーと併せて、くい打機を使用する作業
	10 インパクトレンチを使用する作業
	11 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業
	12 火薬を使用する破壊作業
	13 バイブレーションローラー又はランマを使用する作業
	14 電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業
	15 動力源として発電機（10 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベルを超える大きさのものではないこと	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内ではないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内ではないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注) 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 m の区域内の地域

第 2 号区域：工業地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」（昭和 48 年 豊中市規則第 39 号）

(4) 振動

① 工場、事業場振動

国において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について規制するために、昭和 51 年 6 月に「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）が制定されている。

大阪府においては、昭和 25 年に「大阪府事業場公害防止条例」が制定されたのを初め、昭和 44 年に「大阪府公害防止条例」、平成 6 年 3 月には「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に改正され、工場・事業場に関する規制、建設作業に関する規制などが定められている。

豊中市では、「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場や建設作業等に対する規制が適用され、また、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」により、工場・事業場設置に対する許可制を採用するなど、さらにきめ細かい規制が行われている。

豊中市における振動に係る規制基準は表 4-28 に示すとおりである。なお、事業計画地は商業地域であり、振動に係る規制基準の区域は、第 2 種区域（Ⅰ）に区分される。

表 4-28 豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づく振動に係る規制基準

単位：デシベル

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域		60	55
第 2 種区域（Ⅰ）		65	60
第 2 種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域又は第 1 種区域の境界線から 15m 以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65
備 考			
1 この表において「第 1 種区域」、「第 2 種区域（Ⅰ）」、「第 2 種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。			
(1) 第 1 種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域			
(2) 第 2 種区域（Ⅰ）：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域			
(3) 第 2 種区域（Ⅱ）：都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域			

出典：「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」（昭和 48 年 豊中市規則第 39 号）

② 道路交通振動

「振動規制法」では、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く区域の道路交通振動が一定の限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 4-29 に示すとおりである。

表 4-29 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	第 1 種 区 域	65デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

注) 1. 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2種区域に該当する地域以外の地域

2. 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域のうち次に掲げる地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年 総理府令第58号）

③ 特定建設作業振動

「振動規制法」では、特定建設作業としてくい打機を使用する作業等について、工業専用地域、飛行場及び工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く区域を対象として、これらの作業についての音量基準及び時間等に関する規制基準を定めている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、同様の作業について、作業場所の敷地境界線上における振動の規制基準を定めている。

さらに、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」では、「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の対象以外の建設作業についても規制の対象としている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく規制基準は表 4-30 に示すとおりである。

表 4-30 大阪府生活環境の保全等に関する条例及び豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づく特定建設作業振動の規制基準

項目	作業の種類	
大阪府生活環境の保全等に関する条例	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
	5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業
豊中市環境の保全等の推進に関する条例	6	アースオーガーと併せて、くい打機を使用する作業
	7	インパクトレンチを使用する作業
	8	コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業
	9	火薬を使用する破壊作業
	10	バイブレーションローラー又はランマを使用する作業
	11	電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業
	12	動力源として発電機（10 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベルを超える大きさのものではないこと	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内ではないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内ではないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注) 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 m の区域内の地域

第 2 号区域：工業地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」（昭和 48 年 豊中市規則第 39 号）

(5) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年 法律第 91 号）では、不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質として、22 物質を特定悪臭物質として指定している。また、「悪臭防止法」では工場や事業場に対して、施設などの届出の義務はなく、規制基準が定められている。

規制には悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっており、豊中市では濃度規制による方法を行っている。濃度規制基準には、敷地境界線上における規制基準（第 1 号規制）、排出口における規制基準（第 2 号規制）、排出水における規制基準（第 3 号規制）が定められている。

(6) 地盤沈下

大阪府では、「工業用水法」（昭和 31 年 法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 法律第 100 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水採取を規制している。

豊中市の一部は、これらのうち「工業用水法」の指定地域に含まれており、指定地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする事業者に対して、設置の許可の取得、届出、報告徴収等が義務づけられている。

(7) 土壌汚染

① 環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-31 に示すとおりである。

表 4-31 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
備 考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が表4-32に示すとおり設定されている。

表4-32 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境省告示第68号）

② 規制基準等

土壌汚染による人への健康影響を防ぐことを目的として、「土壌汚染対策法」（平成14年 法律第53号）が定められ、平成15年2月15日から施行されている。さらに、この法制度を補完するため、平成16年1月1日から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による土壌汚染対策制度が開始されている。これら制度の主な内容は、一定の機会を捉えて土地所有者等が土壌汚染の調査を行い、その状況により土地所有者等が当該土地の土壌汚染に対する措置を行うこととなっている。

「土壌汚染対策法」においては、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。土壌含有量基準（直接摂取によるリスク）と土壌溶出量基準（地下水等の摂取によるリスク）は表4-33に示すとおりであり、土壌中の有害物質の含有量又は溶出量がリスク管理を必要とする濃度レベルを超えている場合はリスク低減のために必要な措置を行うことが求められている。

土壌汚染状況調査については、①有害物質使用特定施設の使用の廃止時、②3,000m²以上の土地の形質の変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき、③自主調査において土壌汚染が判明した場合において、土地の所有者が都道府県知事に区域の指定の申請したとき等を実施される。調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合には、区域が①土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）、②盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域）に分類され、要措置区域は都道府県知事が必要な対策を指示することとなっている。また、要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌をこれらの区域外に搬出しようとする者に対し、都道府県知事への事前届出、計画の変更命令、運搬に係る基準に違反した場合の措置命令、汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務等が規定されている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、土地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は土地の形質変更（3,000m²以上の土地の

区域内における土地の形質変更)をしようとする場合には、土地の利用履歴調査を実施し、知事に報告する。また、土壤汚染の可能性があると認められる場合には、管理有害物質による汚染状態について調査し、その結果を知事に報告することになっている。さらに、調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合には、知事は、①土地の形質変更時に届出が必要な区域(要届出管理区域)と②汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置が必要な区域(要措置管理区域)を指定することとなっている。管理有害物質は表4-33に示すとおり、土壤汚染対策法に規定された特定有害物質25物質に、ダイオキシン類が追加されている。

表4-33 土壤の汚染に係る規制基準

分類	項目	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)		
管理有害物質(府条例)	特定有害物質(土壤汚染対策法)	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
			1,1-ジクロロエチレン	—	0.02以下	0.2以下
			シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
			1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下	0.02以下
			ジクロロメタン	—	0.02以下	0.2以下
			テトラクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
			トリクロロエチレン	—	0.03以下	0.3以下
			ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
	特定有害物質(土壤汚染対策法)	重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150以下	カドミウム 0.01以下	カドミウム 0.3以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
			シアン化合物	遊離シアン 50以下	シアンが検出されないこと	シアン 1.0以下
			水銀及びその化合物	水銀 15以下	水銀 0.0005以下	水銀 0.005以下
					うちアルキル水銀	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150以下	セレン 0.01以下	セレン 0.3以下
			鉛及びその化合物	鉛 150以下	鉛 0.01以下	鉛 0.3以下
			砒素及びその化合物	砒素 150以下	砒素 0.01以下	砒素 0.3以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000以下	ふっ素 0.8以下	ふっ素 24以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000以下	ほう素 1以下	ほう素 30以下
	特定有害物質(府条例)	農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	—	0.003以下	0.03以下
			チウラム	—	0.006以下	0.06以下
			チオベンカルブ	—	0.02以下	0.2以下
			P C B	—	検出されないこと	0.003以下
			有機りん化合物	—	検出されないこと	1以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g以下	—	—	

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年 環境省令第29号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年 大阪府規則第81号)

(8) 景観

① 大阪府景観条例

大阪府では、「大阪府環境基本条例」（平成6年 大阪府条例第5号）の理念にのっとり、景観形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に、「大阪府景観条例」（平成10年 大阪府条例第44号）を制定している。

その後、平成17年6月の「景観法」（平成16年 法律第110号）に基づき、平成20年9月29日に「大阪府景観計画」を定めている。

② 豊中市都市景観条例

豊中市では、「第3次豊中市総合計画」において、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」が掲げられている。その主要な施策の一つとして、都市景観の形成が位置づけられ、平成12年3月に「豊中市都市景観条例」（平成12年 豊中市条例第31号）が制定され、また、同条例に基づき、豊中市都市景観形成基本計画が策定され、良好な都市景観の形成が推進されている。

「豊中市都市景観条例」では、「都市景観形成地区の指定制度」、「大規模建築物等の届出制度」、「都市景観形成建築物等の指定制度」、「景観協定制制度」、「景観表彰制度」、「景観助成制度」などが定められている。また、都市景観形成地区を除く豊中市全域において、一定規模の行為（大規模建築物等の新築等）を行う場合は、都市計画法による開発許可申請及び建築確認申請などの法令等の手続き前に「大規模建築物等の新築等の届出」を行うとともに、景観配慮について豊中市が助言・指導を行うと定めている。そして、大規模建築物等の新築等の届出書を提出された後、市は都市景観条例に基づき周辺と調和した、よりよいものとするために、都市デザインアドバイザー制度を利用した助言・指導を行うこととしている。

また、平成17年6月の「景観法」に基づき、平成20年3月31日に「豊中市景観計画」を定めている。

なお、大規模建築物等の新築等の届出対象は、表4-34に示すとおりである。

表4-34 大規模建築物等の新築等の届出対象

行為の種類	規模	行為の内容
建築物	建築基準法上の最高の高さが10mを超えるもの	新築、増築、改築、移転、修繕、模様替又は外観の色彩の過半の変更
	確認申請書の建築面積が1,000m ² を超えるもの	
工作物	建築基準法上の最高の高さが10mを超えるもの	新設、増築、改築、移転、修繕、移転又は外観の色彩の過半の変更
広告物	高さが10mを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積(合計)が30m ² を越えるもの	表示、当該広告物の色彩の過半の変更
	高さが4mを超える広告物又は広告物を掲出する物件(広告物を含む)	設置、改造、移転又は色彩の過半の変更
開発行為	1,000m ² 以上の規模の開発行為	主として建物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

出典：豊中市ホームページ

(9) 大阪府温暖化の防止等に関する条例

大阪府では、「大阪府環境基本条例」の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的として、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（平成 17 年 大阪府条例第 100 号）を制定している。

また、この条例に基づき、「温暖化対策指針」（大阪府、平成 18 年）を作成し、条例第 9 条第 1 項に規定する特定事業者が、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための対策を進めていくに当たり、対策計画書及び実績報告書を作成するために必要な事項等について定め、特定事業者以外の事業者が、条例第 8 条に基づき対策を講じるに当たっては、この指針の第 3 章を参考にするものと定められている。

さらに、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針として「建築物環境配慮指針」（大阪府、平成 18 年）を定め、エネルギーの使用の抑制、資源・資材の適正な利用、室内環境の向上等の建築物の環境配慮措置を講じなければいけない。

(10) 豊中市の環境配慮指針

豊中市では、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、開発や事業実施において環境に配慮すべき具体的な事項を「配慮項目」とし、環境配慮の目安や目標又はガイドラインとして環境配慮指針が規定されている。環境配慮指針では、事業者が開発事業等を実施するに当たって配慮すべき項目及び環境保全のための措置、並びに日常の事業活動の中のみでなく、一市民として地域社会の中で良好な環境づくりに取り組むために配慮すべき項目及び環境保全のための措置として、公害対策、快適環境、循環システムを行うこととされている。

(11) エネルギーの使用の合理化に関する法律

国では、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）を定め、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとしている。工場等では、規模に応じてエネルギー管理者の選任、省エネ計画の届出、エネルギー使用状況の報告などを行い、建築物についても、一定規模以上では空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する届出を所管行政庁へ提出する必要がある。

4. 1. 8 環境基本計画等

(1) 環境基本計画

① 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成 8 年に環境基本条例に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を体系化し、施策を展開してきた。しかしながら、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「循環型社会形成推進基本法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取り組みが進んでいる。

これらの状況を踏まえ、大阪府では行政計画という位置づけにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成 14 年に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を策定し、10 年後の平成 23 年に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」として見直した。大阪 21 世紀の新環境総合計画の概要は、表 4-35 に示すとおりである。

表 4-35 大阪 21 世紀の新環境総合計画

項 目		概 要
計画の期間		長期的に目指す将来像を見据え、2020（平成 32）年までの 10 年間
計画の対象地域		大阪湾を含む大阪府全域
2020 年度目標	低炭素・省エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆国の取り組みと連動し、1990 年度比で 25%の温室効果ガス排出量を削減する。 ・府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を 50%に増やす。 ・府域の太陽光発電の導入による CO₂削減量を 2009 年度比で 30 倍以上に増やす。
	資源循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆資源の循環をさらに促進する。 ・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。（2008年度比） ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減する。 ◆リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。（2009年府民アンケート34.3%） ・資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。（2009年府民アンケート89.4%）
	全てのいのちが共生する社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性の府民認知度を70%以上にする。（2008年大阪府府民アンケート16.9%） ◆生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 ・活動する府民を30%増加する。（2009年 約7万人） ・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha 拡大する。
	健康で安心して暮らせる社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆大気環境をさらに改善する。 ・二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。 ・微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。 ・光化学オキシダント濃度0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。 ◆人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。 ・BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。 ◆多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。 ・底層DO（溶存酸素量）5mg/L以上（湾奥部は3mg/L以上）を達成する。 ・藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す） ◆環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

出典：「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（大阪府、平成 23 年）

② 豊中市環境基本計画

豊中市では、平成7年10月に「豊中市環境基本条例」（平成7年 豊中市条例第29号）を制定し、その理念に基づき平成11年3月に「豊中市環境基本計画」と地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画「豊中アジェンダ 21」を策定し、平成17年5月には新しい課題に対応しながら一層取り組みを進めるために「豊中市環境基本計画（改定）」の中間見直しを行った。

平成23年2月には「第2次豊中市環境基本計画」が策定され、「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然と共生した社会づくり」などを進める施策が盛り込まれている。

より良い環境を未来に伝えるために、「第2次豊中市環境基本計画」と「第2次豊中アジェンダ 21」を両輪として、市民・事業者・NPO・行政の協働とパートナーシップにより、地球規模の環境問題に地域から取り組み、豊中市の環境保全を図っている。

第2次豊中市環境基本計画の環境目標と評価指標の設定は、表4-36に示すとおりである。

表4-36 第2次豊中市環境基本計画の環境目標と評価指標の設定

環 境 目 標	評 価 指 標
よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の環境活動の取り組み事例数（件） ・ISO、EA21等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所数（件） ・事業者の環境活動の取り組み事例数（件） ・環境関連施策・事業数（件） ・実際に環境に関する取り組みをしている人の割合（％）
1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）を平成2年度（1990年度）比20％を削減し、低炭素社会をめざす	<ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO₂）1990年比（％）
3R 行動の推進により、ごみ※の量を平成21年度（2009年度）比20％削減し、循環型社会をめざす	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ※の量（t）平成21年度（2009年度）比（％）
みどり率27％で豊中らしいまちなみははぐくまれたまちをめざす	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり率（樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化の面積が市域に占める割合）（％）
環境基準の達成状況100％で快適な都市環境をめざす	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成状況（大気、ダイオキシン類、水質、道路騒音、航空機騒音）（％）

注）※：ここでいう「ごみ」とは資源化されずに焼却・破砕等されるごみをさす。

出典：「第2次豊中市環境基本計画」（豊中市、平成23年）

(2) 緑の計画

① みどりの大阪推進計画

大阪府では、平成 21 年 12 月に「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定している。この計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」（平成 8 年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成 11 年策定）を統合し、「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示している。

みどりの大阪推進計画の緑化の確保環境目標と基本戦略は、表 4-37 に示すとおりである。

表4-37 みどりの大阪推進計画の緑化の確保環境目標と基本戦略

計画期間	21世紀の第1四半期（2025年（H37））まで	
緑地の確保目標	「緑地」の府城面積に対する割合を約4割以上確保	
緑化の目標 （市街化区域）	緑被率20%（現況（H14:14%）の1.5倍） 従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%を目指しつつ、“樹木の植栽困難地でのみどりの確保”や“ヒートアイランド現象の緩和”等を早急に進める観点から、「樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率」を新たな指標として設定します。	
4つの基本戦略	基本戦略－1 みどり豊かな自然環境の保全・再生	周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」、「生物多様性の確保」、「府民の憩いの場づくり」を実現します。
	基本戦略－2 みどりの風を感じるネットワークの形成	主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、環状・放射状・東西方向などの、みどりの連続性や厚みと広がり確保し、周辺山系や大阪湾の豊かな自然を街へと導く「みどりのネットワーク」を形成します。
	基本戦略－3 街の中に多様なみどりを創出	今あるみどりの保全・育成・活用、様々な空間への新たな緑化を進め、多様なみどりをきめ細やかにつなぎ、広げていくことにより、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます。
	基本戦略－4 みどりの行動の促進	府民や企業、NPOなどとの協働による保全の体制や仕組みづくりなどにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します。

出典：「みどりの大阪推進計画」（大阪府、平成 21 年）

② 豊中市みどりの基本計画

豊中市では、都市のあらゆるみどりを対象とし、公園整備や道路緑化等といった公共面のみならず、工場、住宅等の緑化や緑の保全を含めた、緑に関する総合計画として、平成11年に「豊中市みどりの基本計画」を策定している。

「豊中市みどりの基本計画」の基本方針は、表4-38に示すとおりである。

表4-38 豊中市みどりの基本計画の基本方針と目標

方針と目標		
基本方針		①既存のみどりの保全と育成
		②3つの地域を特徴づける環状緑地フレームづくり
		③3つの地域特性に対応したみどりのまちづくり
		④市民参加にもとづくみどりのまちづくり
みどりの確保目標		
市全域	みどりの確保目標	現況591ha(16%)、長期736ha(20%) (市域に対する割合)
	緑地の確保目標	現況431ha(12%)、長期553ha(15%) (市域に対する割合)
	都市公園等として整備すべき緑地の目標	都市公園：現況6.5m ² /人、中期7.0m ² /人、長期11.4m ² /人 都市公園等：現況7.4m ² /人、中期8.0m ² /人、長期12.9m ² /人
	地域制緑地の確保目標水準	地域制緑地Ⅰ：現況262.2ha、中期250.2ha、長期228.6ha 地域制緑地Ⅱ：現況4.3ha、中期4.3ha、長期4.0ha
地域別	千里地域	千里ニュータウンは、新住宅市街地開発法によって「近隣住区」論にもとづき歩車分離型街路、公共公益施設等の都市基盤施設が計画的に整備された理想郷として完成された都市である。身近な公園はプレイロット等も含めれば、ほぼ充足されており、市民アンケートにおいて住環境のみどりに対する満足度も高い。そのため、量的にはニュータウン開発区域外（新田、東泉丘、新田南）での充足のみとし、既に整備から40年近くを経過し老朽化傾向にある施設を北摂山系と服部緑地とをネットワークする生息核としての位置づけを踏まえたりフレッシュ整備を中心とする。
	中央市街地地域	中央市街地地域の中心部は、オープンスペースに乏しいものの周辺部には未だ生産緑地やため池等としてまとまりのあるオープンスペースが残存している。このようなみどりを活用し、高齢社会等も踏まえ、市民に最も身近な公園（＝街区公園）を中心に住区基幹公園の倍増を目標とする。
	庄内地域	庄内地域は、市の重点施策の一つである「新庄内住環境整備計画」を踏まえ目標設定を行った。今後の高齢社会等から、街区公園の充実と、地区公園の配置をめざし、住区基幹公園の倍増を目標とする。
緑化の目標		
	樹林・樹木緑被率の目標	現況：15.5%、中期：17%、長期：20%
	公共公益施設の緑化目標	敷地の3割緑化

注) 地域制緑地Ⅰ：自然環境の保全等の観点から、緑地の効用を発揮させるため、各種法制度等により指定するもの。

地域制緑地Ⅱ：緑地の効用を発揮させることが、本来の目的ではないが、他の目的の法制度により付随的に緑地保全の効用をもつもの。

出典：「豊中市みどりの基本計画」（豊中市、平成11年）

(3) その他の環境保全計画等

① 第9次大阪地域公害防止計画

内閣総理大臣の指示に基づき、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、昭和52年度、昭和57年度、昭和62年度、平成4年度、平成9年度、平成14年度及び平成19年度の計8次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等に見られるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取り組みを要する課題が多く残されていることから、平成24年3月に第9次大阪地域公害防止計画が策定されている。

なお、「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4-39に示すとおりである。

表4-39 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画策定地域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める
主要な課題	本計画における課題は、大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題（環境大臣の同意を得る課題）は、以下のとおりである 1 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図ります。また、大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る 2 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る

出典：「第9次大阪地域公害防止計画」（大阪府、平成24年）

② 大阪府地球温暖化対策地域推進計画

大阪府では、国の「地球温暖化防止行動計画」に基づき、府域における二酸化炭素排出量を 1990 年レベルで安定化させるための対策の概要を示した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を 1995 年 3 月に策定し、その後、京都議定書の採択により国の削減目標が数値的に示されたことや、地球温暖化対策推進法の制定を踏まえ、2000 年 3 月に「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、温室効果ガス全体についての削減目標を定め、温室効果ガスの排出削減に向けた施策を推進してきた。

しかしながら、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素は、産業部門からの排出量は減少しているものの、民生（家庭・業務）部門、運輸部門における排出量が増加しており、二酸化炭素全体の排出量は増加した。このため、平成 17 年（2005 年）9 月に「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、必要な施策を重点化も含めて再構築された。当計画に示された各施策を推進するとともに、必要に応じ国内外の動向も勘案して施策の検証・見直しを行い、目標年度である 2010 年度の温室効果ガスは、基準年度（1990 年度）より 12.1%減少し、削減目標を達成している。また、「温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」を平成 24 年 3 月に策定し、2014 年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で 15%削減することを目標としている。

- ・削減目標：目標年度における温室効果ガス総排出量を基準年度から 9 %削減
- ・目標年度：京都議定書の第一約束期間（2008 年～2012 年）の中間年である 2010 年度
- ・対象物質：「京都議定書」で対象とされている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（3 種類）の 6 種類
- ・基準年度：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については 1990 年度、代替フロン等は 1995 年度

③ 豊中市地球温暖化防止地域計画

豊中市では、地球環境の保全の取り組みを地域から進めることが重要であるとの市民・事業者・行政の共通認識のもと、「環境基本条例」で地球温暖化の防止を基本政策の一つに掲げ、「環境基本計画」に市民一人あたり二酸化炭素排出量の削減目標値を定めて、早くから省エネルギーやごみ減量などに取り組んできた。しかしながら、切迫する地球温暖化の状況を受け、持続可能性に配慮した全市民的な目標設定や各主体の役割を明確化して実効性のある取り組みを総合的に展開する必要性が高まってきたことから、平成 17 年（2004 年）3 月の条例改正を機に、改めて「環境の保全等の推進に関する条例」で、地球温暖化防止対策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定を義務づけ、平成 19 年（2007 年）11 月に「豊中市地球温暖化防止地域計画」が策定されている。

- ・目標年度：当面 2020 年度、超長期 2050 年度
- ・削減目標：基準年度から 2020 年度は 20%、2050 年度は 70%削減

④ 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

大阪府では、平成 13 年 6 月に改正がなされた「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するため、平成 22 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標とした「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を平成 15 年 7 月に策定されている。

なお、本計画における削減目標量は、表 4-40 に示すとおりである。

表 4-40 削減目標量

窒素酸化物	平成 9 年度の対策地域※における自動車排出窒素酸化物の総量	自動車排出窒素酸化物の総量についての削減目標量
	27,260 トン/年	16,450 トン/年
粒子状物質	平成 9 年度の対策地域における自動車排出粒子状物質の総量	自動車排出粒子状物質の総量についての削減目標量
	3,170 トン/年	740 トン/年

注) ※：本計画の対象となる対策地域は、大阪府の区域のうち、法第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により政令（平成 4 年 政令第 365 号）で定められた、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の 38 市町の区域（平成 13 年 11 月 1 日現在の区域）とする。

出典：「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（大阪府、平成 15 年）

⑤ 大阪府景観計画

平成 17 年 6 月の「景観法」（平成 16 年 法律第 110 号）の全面施行を受け、大阪府では、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を平成 20 年 9 月 29 日に定め、平成 22 年 9 月 1 日に第 2 次指定として 4 区域、第 3 次指定として、平成 23 年 9 月 1 日に 1 区域、平成 24 年 4 月 1 日に 1 区域を追加している。

景観計画は、景観計画区域について、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」で、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

事業計画地が位置する豊中市は、平成 19 年 7 月 10 日に「景観法」に基づき「景観行政団体」となり、平成 20 年 3 月 31 日に「豊中市景観計画」が策定され、市独自の景観条例により、届出制度を実施している。

⑥ 豊中市都市景観形成基本計画

豊中市では、平成12年3月に制定した「豊中市都市景観条例」に基づき、平成15年にまちづくりの基本的な方向を示した「豊中市都市景観形成基本計画」（以下、基本計画）を策定している。

さらに、「景観法」に基づき、平成20年3月31日に「豊中市景観計画」が策定され、景観計画の区域の設定や届出制度を実施している。

豊中市都市景観形成基本計画の概要は、表4-41に示すとおりである。基本計画では、豊中市の都市景観は、市域の景観構造をなす骨格景観に、面として広がる地域ごとの景観が組み合わさって形成されており、骨格と地域別の双方から景観形成に取り組むとしている。

表4-41 豊中市都市景観形成基本計画の概要

項目	概要		
景観形成の目標と方針	目標	①魅力ある都市空間の創出 ②都市の顔づくり・地域の顔づくり ③心に響く文化空間の創造	
	方針	①まもる：良好な景観を守る、景観のためのルールを守る ②つくる：魅力的な景観を創る、まちのイメージやルールを創る ③そだてる：特徴的な景観を育てる、景観に関わる人を育てる ④いかす：積極的に景観資源を活かす、景観をまちづくりに活かす	
骨格景観の計画	景観拠点	景観軸	景観地区
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の景観拠点 ・建物の景観拠点 ・歴史・文化の景観拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の連なり ・河川などの親水空間 ・眺望のよい場所 ・街路景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地区 ・都市の顔 ・地域の顔 ・複合機能のまち ・自然系
地域別景観の計画	地域	目標	
	北部	自然環境をいかした緑豊かな景観の形成とロマンチック街道周辺のしゃれたにぎわいのある景観の形成	
	北東部	千里中央における「北大阪の核」にふさわしいシンボルとなる景観の形成とそれらを中心とする緑豊かな住宅地の景観の形成	
	中北部	水辺や緑と調和した住宅地の景観の形成と豊中駅周辺における回遊性のある魅力的な都心の景観の形成	
	中部	岡町や曾根周辺の歴史・文化・レクリエーションの景観の形成と段丘端部の地勢をいかした緑豊かな景観の形成	
	西部	大阪国際空港周辺の「空への玄関口」にふさわしい景観の形成と猪名川や空港周辺緑地の水辺・緑をいかしたうるおいのある景観の形成	
	東部	服部緑地や天竺川・高川の緑をいかしたうるおいのある景観の形成と幹線道路沿いの生活感とにぎわいのある景観の形成	
南部	庄内駅周辺を生活拠点に、住商工の共存する活気と親しみある景観の形成と安全なまちにつながるオープンスペースと緑あふれる景観の形成		

出典：「豊中市都市景観形成基本計画」（豊中市、平成15年）

基本計画で定めている「骨格景観の計画」においては、景観拠点（景観の核となるもの）として、事業計画地周辺の千里ライフサイエンスセンタービルや千里朝日阪急ビルが設定されている。また、景観地区（周辺景観を特徴づける地区）として、事業計画地北東部の千里ニュータウン地区（住宅のまちなみ）及び事業計画地の千里中央地区（都市の顔のまちなみ）が設定されている。なお、豊中市の骨格景観の総括図は図 4-9 に、事業計画地周辺の景観拠点及び景観地区の概要は表 4-42 に示すとおりである。

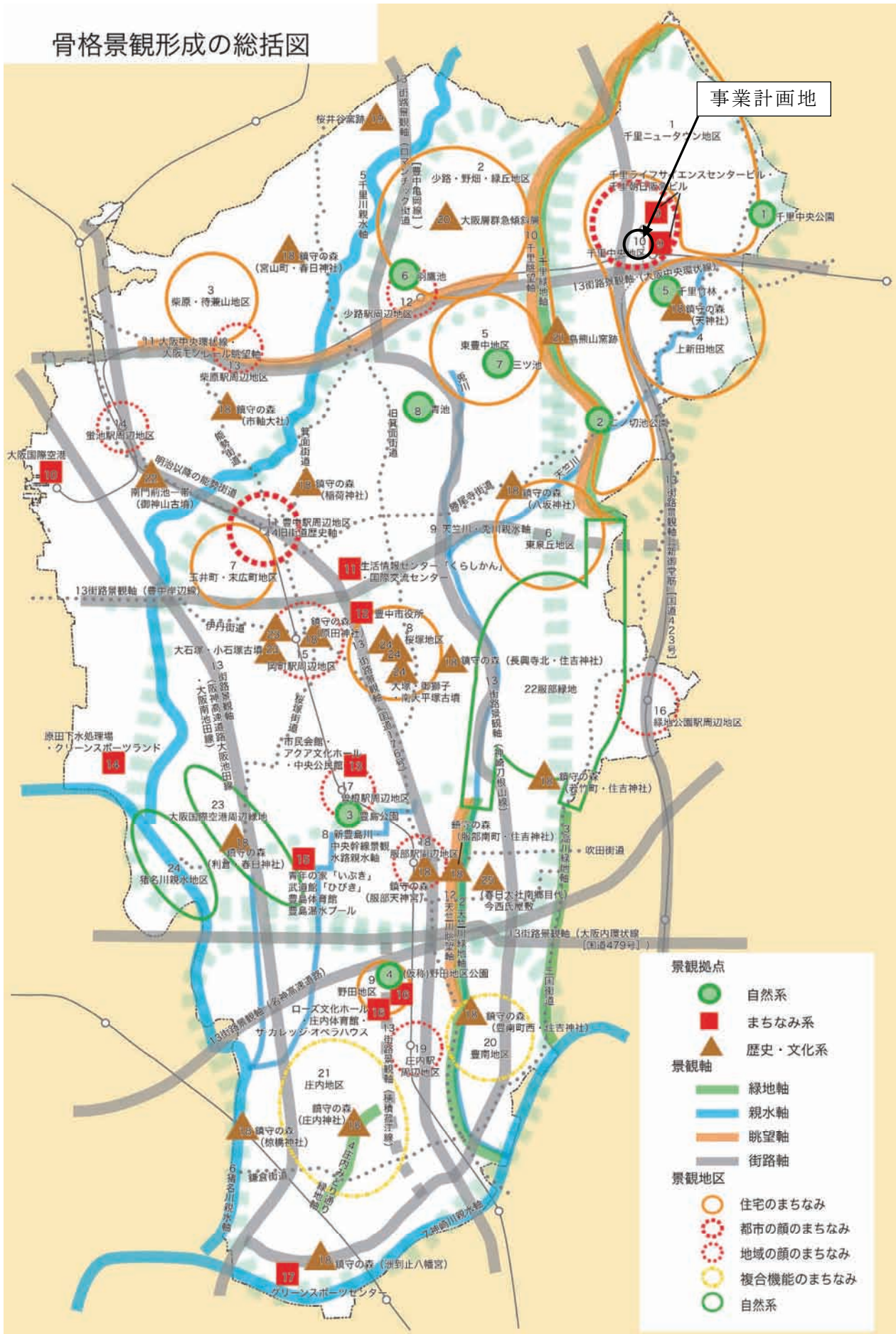
また、「地域別景観の計画」においては、豊中市を7つの地区に分けて景観形成の目標をたてている。事業計画地は「北東部地域」に属し、当該地域での目標は、「千里中央における『北大阪の核』にふさわしいシンボルとなる景観の形成とそれらを中心とする住宅地の緑豊かな景観の形成」となっている。

表 4-42 事業計画地周辺における景観拠点及び景観地区

区分	名 称		基本目標
景観 拠点	まちなみ系		
	9	千里ライフサイエンスセンタービル・千里朝日阪急ビル	北大阪新都心のランドマークとなる施設の景観の形成
景観 地区	住宅のまちなみ		
	1	千里ニュータウン地区	緑に囲まれた落ち着きのある住宅地の景観の形成
	都市の顔のまちなみ		
10	千里中央地区	東町エリアの商業地にふさわしいにぎわいのある景観と西町エリアの業務地にふさわしい風格のある景観の形成	

出典：「豊中市都市景観形成基本計画」（豊中市、平成 15 年）

骨格景観形成の総括図



出典：「豊中市都市景観形成基本計画」（豊中市、平成 15 年）

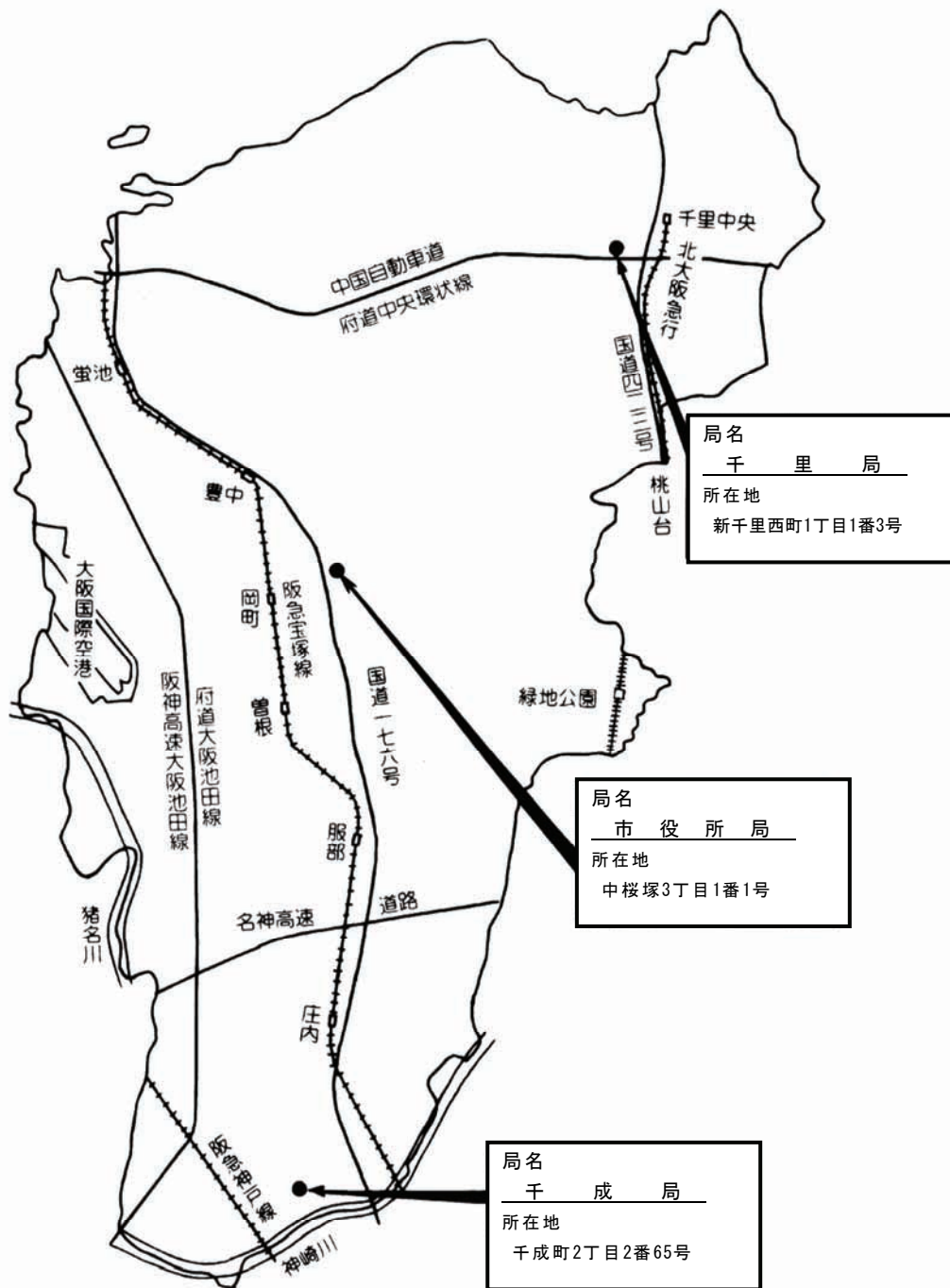
図 4-9 骨格景観総括図

4. 2 生活環境

4. 2. 1 大気環境

豊中市では、図 4-10 に示すように、北部においては千里局、中部で市役所局、南部で千成局の計 3 地点で大気汚染状況の常時監視を行っている。

豊中市内における平成 22 年度の大気質の現況は以下のとおりである。



出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

図 4-10 豊中市域大気汚染常時監視測定局配置図

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の年平均値の経年変化及び測定結果は表 4-43 及び表 4-44 に示すとおりである。

二酸化硫黄は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である千成局と自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）である市役所局の計 2 局において測定されている。

平成 18 年度から平成 22 年度の年平均値の経年変化では、全局ともほぼ横ばい傾向であった。

平成 22 年度の年平均値は、市役所局 0.004ppm、千成局 0.005ppm であった。また、環境基準の達成状況は、全局で環境基準の短期的評価及び長期的評価に適合している。

表 4-43 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

単位：ppm

局名 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
千成局	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005
市役所局	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

表 4-44 二酸化硫黄の測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間数	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	時間	日	ppm	ppm	有× 無○	達成○ 非達成×
千成局	365	8728	0	0	0.021	0.010	○	○
市役所局	364	8623	0	0	0.016	0.008	○	○

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

- 注) 1. 環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
 2. 環境基準の長期的評価：1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素の年平均値の経年変化及び測定結果は表 4-45 及び表 4-46 に示すとおりである。

二酸化窒素は、一般局である千成局と、自排局である千里局及び市役所局の計 3 局において測定されている。

平成 18 年度から平成 22 年度の年平均値の経年変化では、千成局では平成 19 年度では減少傾向で、それ以降はほぼ横ばい傾向であった。千里局、市役所局では平成 20 年度では減少傾向で、それ以降はほぼ横ばい傾向であった。

平成 22 年度の年平均値は、千成局 0.020ppm、千里局 0.025ppm、市役所局 0.021ppm であった。また、環境基準の達成状況は、全局で適合している。

表 4-45 二酸化窒素の年平均値の経年変化

単位：ppm

局名 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
千成局	0.018	0.016	0.018	0.020	0.020
千里局	0.028	0.024	0.023	0.025	0.025
市役所局	0.024	0.021	0.020	0.022	0.021

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

表 4-46 二酸化窒素の測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の達成状況
	(日)	(時間)	日	日	ppm	ppm	日	達成○ 非達成×
千成局	362	8692	11	0	0.085	0.043	0	○
千里局	363	8699	31	1	0.091	0.046	0	○
市役所局	363	8682	9	0	0.077	0.040	0	○

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

注) 環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えないこと。

[環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。]

(3) 一酸化炭素

一酸化炭素の年平均値の経年変化及び測定結果は表 4-47 及び表 4-48 に示すとおりである。

一酸化炭素は、自排局である市役所局において測定されている。

平成 18 年度から平成 22 年度の年平均値の経年変化では、ほぼ横ばい傾向であった。

平成 22 年度の年平均値は、市役所局 0.4ppm であった。また、環境基準の達成状況は、全局で環境基準の短期的評価及び長期的評価に適合している。

表 4-47 一酸化炭素の年平均値の経年変化

単位：ppm

局名 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
市役所局	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

表 4-48 一酸化炭素の測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間数	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の達成状況
	(日)	(時間)	回	日	ppm	ppm	有×・無○	日	達成○ 非達成×
市役所局	364	8703	0	0	2.1	0.8	○	0	○

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

- 注) 1. 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
 2. 環境基準の長期的評価：1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化及び測定結果は表 4-49 及び表 4-50 に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、一般局である千成局と、自排局である千里局及び市役所局の計 3 局において測定されている。

平成 18 年度から平成 22 年度の年平均値の経年変化では、わずかに減少傾向であった。

平成 22 年度の年平均値は、千成局 0.032mg/m³、千里局 0.024mg/m³、市役所局 0.020mg/m³ であった。また、環境基準の達成状況は、環境基準の短期的評価に 2 局で適合しており、環境基準の長期的評価に全局で適合している。

表 4-49 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

単位：mg/m³

局名 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
千成局	0.038	0.036	0.032	0.031	0.032
千里局	0.030	0.029	0.025	0.025	0.024
市役所局	0.028	0.022	0.021	0.018	0.020

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

表 4-50 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間数	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	時間	日	mg/m ³	有×・無○	日	達成○ 非達成×
千成局	355	8558	0	0	0.065	○	0	○
千里局	352	8482	1	1	0.063	○	0	○
市役所局	361	8671	0	0	0.054	○	0	○

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

- 注) 1. 環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。
 2. 環境基準の長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの年平均値の経年変化及び測定結果は表 4-51 及び表 4-52 に示すとおりである。

光化学オキシダントは、一般局である千成局と、自排局である千里局及び市役所局の計 3 局において測定されている。

平成 18 年度から平成 22 年度の年平均値の経年変化では、千成局では横ばい傾向であり、千里局、市役所局ではわずかに増加傾向であった。

平成 22 年度の昼間の年平均値は、千成局 0.033ppm、千里局 0.028ppm、市役所局 0.030ppm であった。また、昼間の 1 時間値が環境基準を超えた時間数は、千成局 464 時間、千里局 210 時間、市役所局 342 時間であり、環境基準の適合状況は、全局で不適合となっている。

表 4-51 光化学オキシダントの年平均値の経年変化

単位：ppm

局名 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
千成局	0.029	0.032	0.028	0.033	0.033
千里局	—	0.025	0.027	0.027	0.028
市役所局	0.025	0.028	0.026	0.032	0.030

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

表 4-52 光化学オキシダントの測定結果（平成 22 年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間数	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間日最高 1 時間値の年平均値	環境基準の達成状況
	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	達成○ 非達成×
千成局	365	5446	92	464	0	0	0.118	0.050	×
千里局	355	5260	51	210	0	0	0.112	0.043	×
市役所局	365	5419	72	342	0	0	0.110	0.046	×

注) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。1 時間値としては 6 時から 20 時間までが得られる。

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

注) 環境基準の評価：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

[環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること]

(6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は表 4-53 に示すとおりである。

ベンゼンは一般局である千成局と、自排局である市役所局の計 2 局において測定されており、平成 22 年度の年平均値は、千成局 0.0012mg/m³、市役所局 0.0016mg/m³ であり、いずれも環境基準に適合している。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、一般局である千成局で測定されており、平成 22 年度の年平均値は、それぞれ 0.00033mg/m³、0.00041mg/m³ 及び 0.0018mg/m³ であり、いずれも環境基準に適合している。

ダイオキシン類は、一般局である千成局と自排局である市役所局の計 2 局において測定されており、平成 22 年度の年平均値は、千成局 0.069pg-TEQ/m³、市役所局 0.015pg-TEQ/m³ であり、全局で環境基準に適合している。

表 4-53 有害大気汚染物質の年平均値の経年変化

局名 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ベンゼン (mg/m ³)					
千成局	0.0024	0.0024	0.0017	0.0014	0.0012
市役所局	0.0031	0.0028	0.0020	0.0017	0.0016
トリクロロエチレン (mg/m ³)					
千成局	0.0021	0.0027	0.0016	0.00044	0.00083
テトラクロロエチレン (mg/m ³)					
千成局	0.00086	0.0011	0.00075	0.00030	0.00041
ジクロロメタン (mg/m ³)					
千成局	0.0035	0.0033	0.0059	0.0021	0.018
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)					
千成局	0.051	0.071	0.049	0.072	0.069
市役所局	0.031	0.038	0.030	0.025	0.015

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

注) [環境基準：ベンゼン；1年平均値が 0.003mg/m³以下であること、
トリクロロエチレン；1年平均値が 0.2mg/m³以下であること、
テトラクロロエチレン；1年平均値が 0.2mg/m³以下であること、
ジクロロメタン；1年平均値が 0.15mg/m³以下であること、
ダイオキシン類；1年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること]

(7) 温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出量の推移は表 4-54 に示すとおりである。

2010 年度（平成 22 年度）の温室効果ガス排出量は 5,081 万トンであり、1990 年度（平成 2 年度）と比べ 12.1%減少となっている。

また、2010 年度（平成 22 年度）の二酸化炭素排出量は、4,990 万トンであり、1990 年度（平成 2 年度）と比べ 3.2%減少となっている。

表 4-54 温室効果ガス排出量の推移

単位：万トン

	1990年度 (H2)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	構成比	対1990 年度 増減率
エネルギー転換 部門	72	42	25	25	33	32	0.6%	-56.9%
産業部門	2,625	2,059	2,070	1,905	1,813	1,831	36.0%	-30.2%
運輸部門	754	871	831	785	764	741	14.6%	-1.7%
民生(家庭)部門	886	1,184	1,269	1,222	1,154	1,225	24.1%	38.3%
民生(業務)部門	689	1,076	1,159	1,119	1,035	1,044	20.5%	51.5%
廃棄物	130	141	139	130	122	118	2.3%	-9.2%
二酸化炭素計	5,156	5,356	5,501	5,194	4,911	4,990	98.2%	-3.2%
メタン	15	11	11	10	10	10	0.2%	-32.4%
一酸化二窒素	48	51	51	43	43	42	0.8%	-13.0%
代替フロン等	564	154	111	52	39	38	0.7%	-93.3%
計	5,783	5,572	5,674	5,299	5,004	5,081	100.0%	-12.1%

注) 1. 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。

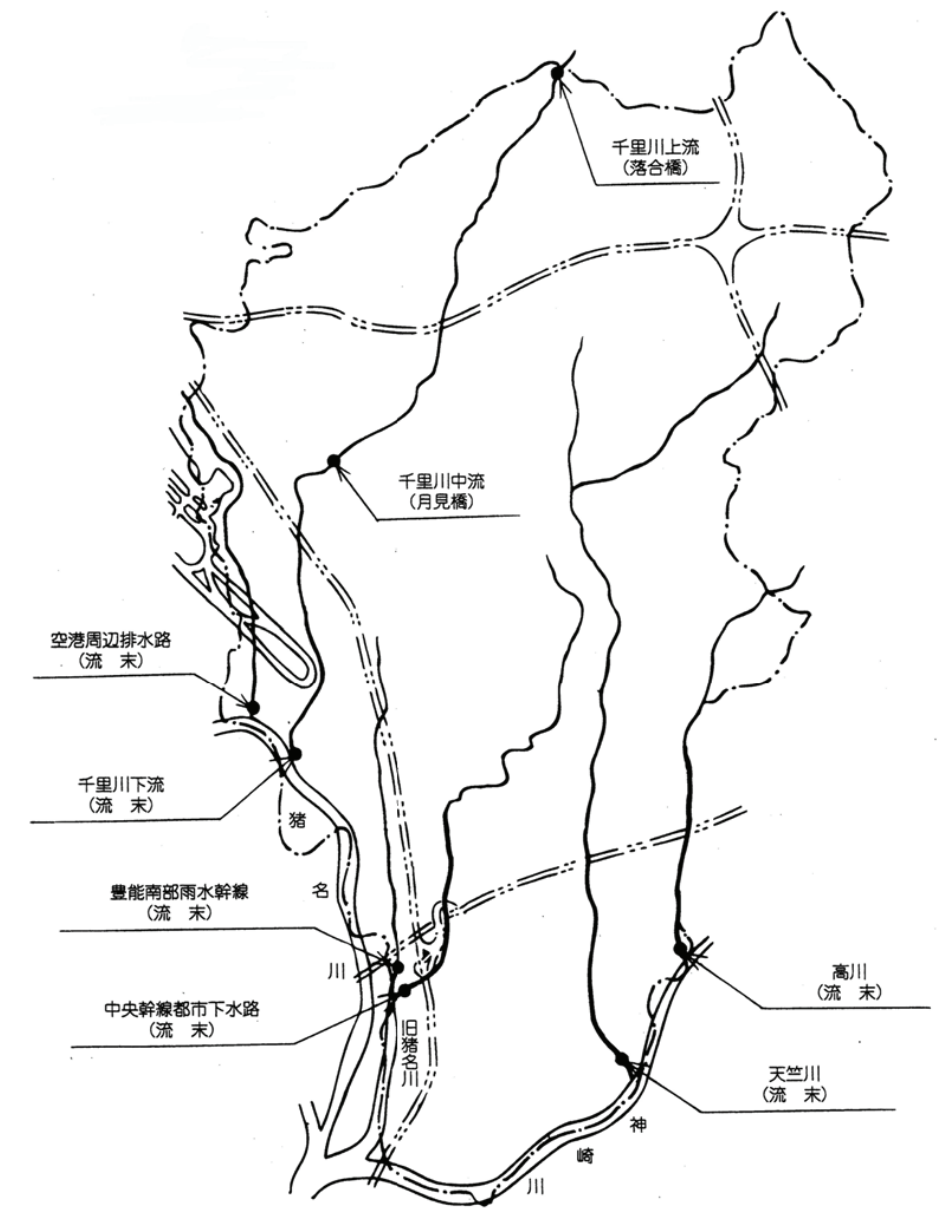
2. 四捨五入の関係で、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

出典：「大阪府域における 2010 年度の温室効果ガス排出量(確定値)について」

4. 2. 2 水環境

(1) 水質

豊中市内では、3つの河川と3つの排水路の計6公共用水域において、合計8地点で水質測定が行われている。採水地点は図4-11に、調査結果は表4-55及び表4-56に示すとおりである。これらの河川及び排水路はいずれも猪名川又は神崎川に流入している。猪名川には、河川としては千里川が、排水路としては空港周辺排水路が流入しており、また、神崎川には、河川としては天竺川、高川が、排水路としては中央幹線都市下水路、豊能南部雨水幹線が流入している。



出典：「豊中市の環境保全 平成23年度版」(豊中市、平成23年)

図4-11 採水地点図

豊中市における平成 22 年度の生活環境項目の水質調査結果は、生物化学的酸素要求量(BOD)では千里川で 1.2~1.9mg/L であり、環境基準値 (2mg/L) を下回っている。また、その他の調査点では 1.3~5.6mg/L であった。

表 4-55 生活環境項目の調査結果 (平成 22 年度)

項目	単位	千里川上流 (落合橋)			千里川中流 (月見橋)		
		A 類型			A 類型		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
p H	-	7.9	10.0	-	8.8	9.4	-
D O	mg/L	8.3	14	11	12	14	13
B O D	mg/L	1.0	2.7	1.7	1.0	3.5	1.9
C O D	mg/L	2.9	6.9	4.4	3.4	4.4	4.0
S S	mg/L	<1	12	6	<1	6	2
大腸菌群数	MPN/100mL	2.3×10^3	2.4×10^4	1.1×10^4	-	-	-

項目	単位	千里川下流 (流末)			空港周辺排水路		
		A 類型			-		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
p H	-	6.5	9.2	-	8.1	9.0	-
D O	mg/L	7.3	16	11	10	13	11
B O D	mg/L	0.6	2.2	1.2	0.8	2.1	1.4
C O D	mg/L	2.0	5.6	3.5	3.6	4.8	4.1
S S	mg/L	<1	7	2	<1	4	2
大腸菌群数	MPN/100mL	1.3×10^2	7.9×10^4	1.1×10^4	-	-	-

項目	単位	天竺川 (流末)			高川 (流末)		
		-			-		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
p H	-	7.7	9.2	-	8.3	9.6	-
D O	mg/L	7.9	13	11	6.8	13	10
B O D	mg/L	1.0	1.8	1.3	1.8	3.9	2.8
C O D	mg/L	4.2	6.2	5.2	5.5	9.5	7.7
S S	mg/L	<1	5	2	1	2	1

項目	単位	中央幹線都市下水路			豊能南部雨水幹線		
		-			-		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
p H	-	7.7	8.7	-	7.6	8.5	-
D O	mg/L	4.6	13	7.9	6.8	8.7	7.6
B O D	mg/L	1.9	2.8	2.4	3.9	9.0	5.6
C O D	mg/L	5.3	6.1	5.6	6.2	10	7.6
S S	mg/L	1	4	2	1	2	1

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」 (豊中市、平成 23 年)

豊中市における平成 22 年度の環境基準（健康項目）の適合状況は、全ての調査点で全ての健康項目について、環境基準に適合している。

表 4-56 健康項目の調査結果（平成 22 年度）

項目	単位	千里川上流 (落合橋)	千里川下流 (流末)	天竺川 (流末)	高川 (流末)
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	N. D	N. D	N. D	N. D
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	0.006	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-
P C B	mg/L	N. D	N. D	N. D	N. D
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.55	0.39	0.44	0.69
ふっ素	mg/L	0.50	0.34	0.13	0.10
ほう素	mg/L	0.25	0.18	0.06	0.02
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 数値は平均値を示す。「-」は測定せず。「ND」は定量下限値未満を示す。

出典：「大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府ホームページ）

大阪府は、平成 22 年度では豊中市内河川の水質及のダイオキシン類調査は行われていないが、平成 21 年度の千里川下流における調査結果は表 4-57 に示すとおりである。いずれも環境基準値を下回っている。

表 4-57 ダイオキシン類の調査結果（平成 21 年度）

調査地点	項目	結果
千里川下流	水質	0.11pg-TEQ/L
	底質	0.70pg-TEQ/g

出典：「豊中市の環境保全 平成 22 年度版」（豊中市、平成 22 年）

(2) 地下水水質

豊中市では、平成 22 年度の概況調査及び定期モニタリング調査が行われ、調査結果は表 4-58 及び表 4-59(1)、(2)に示すとおりである。

平成 22 年度の概況調査として、6 井戸について調査が行われ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が 6 地点で、「ふっ素」が 6 地点で、「ほう素」が 6 地点で検出された。いずれも環境基準値を下回っている。

また、平成 22 年度の定期モニタリング調査として、上新田地区(1 井戸)、中桜塚地区(2 井戸)、岡上の町地区(1 井戸)、岡町地区(1 井戸)、蛍池中町地区(1 井戸)、名神口地区(1 井戸)、神洲町地区(1 井戸)、服部西町(1 井戸)、豊南町南地区(1 井戸)及び寺内地区(1 井戸)において、計 11 井戸の調査が行われ、

上新田地区(1 井戸)、中桜塚地区(2 井戸)、岡上の町地区(1 井戸)、岡町地区(1 井戸)、蛍池中町地区(1 井戸)及び服部西町(1 井戸)の調査では、環境基準値を超える項目はなかったものの、

名神口地区においてシス-1,2-ジクロロエチレンが 0.38mg/L（基準：0.04 mg/L 以下）、トリクロロエチレンが 0.033mg/L（基準：0.03 mg/L 以下）、塩化ビニルモノマーが 0.026mg/L（基準：0.002 mg/L 以下）、中桜塚地区の 1 井戸においてテトラクロロエチレンが 0.14mg/L（基準：0.01 mg/L 以下）、神洲町地区においてベンゼンが 0.21mg/L（基準：0.01 mg/L 以下）、豊南町南地区において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 15mg/L（基準：10 mg/L 以下）及び寺内地区において総水銀が 0.0005mg/L（基準：0.0005 mg/L 以下）が検出され、環境基準値を超過している。

豊中市におけるダイオキシン類について、平成 22 年度に大阪府は井戸のダイオキシン類調査を行わなかったが、平成 18 年度は長興寺北で、平成 19 年度は上新田で、平成 20 年度は岡町において調査した結果、環境基準を超過した調査地点はなかった。

表 4-58 地下水質概況調査の調査結果（平成 22 年度）

項目	単位	豊中市					
		上新田	蛭池北町	上野東	岡町南	服部西町	庄本東町
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	mg/L	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—
P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.2	3.7	1.8	0.5	1.4	3.9
ふっ素	mg/L	0.1	0.14	0.15	0.14	0.17	0.21
ほう素	mg/L	0.04	0.06	0.04	0.07	0.03	0.06
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 数値は平均値を示す。「—」は測定せず。

出典：「大阪府河川等水質調査結果」（大阪府ホームページ）

表 4-59(1) 地下水質定期モニタリング調査の調査結果（平成 22 年度）

項目	単位	豊中市					
		蛍池中町	名神口	中桜塚	中桜塚	岡上の町	岡町
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—	—
全シアン	mg/L	—	—	—	—	—	—
鉛	mg/L	—	—	—	—	<0.005	0.005
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—	—
砒素	mg/L	—	—	—	—	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—
P C B	mg/L	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	—
塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002	*0.026	<0.0002	<0.0002	—	—
1.2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—
1.2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	*0.38	<0.004	0.004	—	—
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	*0.033	<0.002	0.003	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0031	*0.14	—	—
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2	<0.08	—	—	—	—
ふっ素	mg/L	0.18	0.64	—	—	—	—
ほう素	mg/L	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	—

注) 1. 数値は平均値を示す。「—」は測定せず。

2. 「*」は環境基準値を上回ったもの。

出典：「大阪府河川等水質調査結果」（大阪府ホームページ）

表 4-59(2) 地下水質定期モニタリング調査の調査結果（平成 22 年度）

項目	単位	豊中市				
		上新田	服部西町	豊南町南	神洲町	寺内
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—
全シアン	mg/L	—	—	—	—	—
鉛	mg/L	—	—	—	—	—
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—
砒素	mg/L	—	—	—	—	—
総水銀	mg/L	—	—	—	—	*0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—
P C B	mg/L	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—
ベンゼン	mg/L	—	—	—	*0.21	—
セレン	mg/L	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	9.7	3.9	*15	—	—
ふっ素	mg/L	—	—	—	—	—
ほう素	mg/L	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—

注) 1. 数値は平均値を示す。「—」は測定せず。

2. 「*」は環境基準値を上回ったもの。

出典：「大阪府河川等水質調査結果」（大阪府ホームページ）

「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

4. 2. 3 土壤環境

土壤については土壤ダイオキシン調査結果を表 4-60 に示す。平成 21 年度に大阪府が庄本公園においてダイオキシン類の調査を行っているが、その結果は環境基準値を下回っている。

表 4-60 土壤ダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

単位：pg - TEQ/g

調査年度	調査地点	調査結果
平成 19 年度	オタビ池公園	0.88
平成 20 年度	赤坂上池公園	0.016
平成 21 年度	庄本公園	4.3
平成 22 年度	実施せず	—

出典：「豊中市の環境保全 平成 23 年度版」（豊中市、平成 23 年）

4. 2. 4 その他生活環境

(1) 騒音

① 環境騒音（道路に面しない地域）

豊中市における環境騒音の測定結果については、表 4-61 に示すとおりである。

平成 16 年度の道路に面する地域以外の地域（一般地域）の A 地域は昼間 42～51 デシベル・夜間 39～43 デシベル、B 地域は昼間 46～50 デシベル・夜間 40～43 デシベル、C 地域は昼間 44～53 デシベル・夜間 39～42 デシベルとなっており、全ての調査地点で昼間、夜間とも環境基準に適合している。

表 4-61 環境騒音の測定結果及び環境基準達成状況（平成 16 年度）

単位：デシベル

市名	調査地点	類型	騒音レベル		環境基準値		環境基準達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
豊中市	豊中市北緑丘 1-2	A	50	43	55	45	○	○
	豊中市宮山町 4-8-3	A	42	40	55	45	○	○
	豊中市刀根山元町 7-33	A	50	41	55	45	○	○
	豊中市東豊中町 5-19-8	A	43	39	55	45	○	○
	豊中市南桜塚 4-19	A	51	42	55	45	○	○
	豊中市若林町 1-21-4	A	49	43	55	45	○	○
	豊中市利倉東 1-8-5	B	46	41	55	45	○	○
	豊中市上津島 2-21-35	B	49	43	55	45	○	○
	豊中市庄内幸町 3-11	B	50	40	55	45	○	○
	豊中市中桜塚 1-2-18	C	53	42	60	50	○	○
	豊中市利倉 1-7-43	C	44	40	60	50	○	○
	豊中市服部元町 1-1-13	C	52	42	60	50	○	○
	豊中市豊南町東 3-7-11	C	46	39	60	50	○	○
	豊中市豊南町東 3-9-6	C	44	41	60	50	○	○
	豊中市豊南町西 4-23-9	C	48	40	60	50	○	○
	豊中市庄本町 3-7-34	C	49	41	60	50	○	○
	豊中市大黒町 2-15-12	C	52	39	60	50	○	○
豊中市岡上の町 3-4-16	C	47	42	60	50	○	○	

注) 1. 地域の類型 A：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

B：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（市街化調整区域）等

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 環境基準の適否の欄 ○：達成、×未達成

3. 昼間：6～22 時、夜間：22 時～翌日 6 時

出典：「平成 16 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府ホームページ）

② 自動車騒音

豊中市における自動車騒音測定結果は表 4-62 に示すとおりである。

基準値等と比較すると、昼間 4 地点、夜間 6 地点で環境基準値を上回っており、要請限度においては夜間 1 地点で要請限度を上回っている。

表 4-62 自動車騒音の要請限度適合状況及び環境基準達成率（平成 22 年度）

単位：デシベル

市名	道 路	調査地点	地域 類型	騒音レベル		上段:環境基準値 下段:要請限度値		適合状況			
				昼間	夜間	昼間	夜間	環境基準		要請限度	
								昼間	夜間	昼間	夜間
豊 中 市	名神高速道路	豊中市小曾根 1-25	近	63	57	70 75	65 70	○	○	○	○
	国道 176 号	豊中市清風荘 1-15-7	近	72	68			×	×	○	○
	国道 176 号	豊中市蛍池東町 1-4	近	70	67			○	×	○	○
	国道 176 号	豊中市服部本町 4-1-5	近	69	64			○	○	○	○
	国道 423 号(側道)	豊中市新千里南町 2-1	近	69	66			○	×	○	○
	府道大阪中央環状線	豊中市桜の町 2-9-1	近	73	72			×	×	○	×
	府道大阪池田線	豊中市原田元町 3-13-1	近	74	70			×	×	○	○
	府道西宮豊中線	豊中市服部寿町 4-9	近	71	67			×	×	○	○

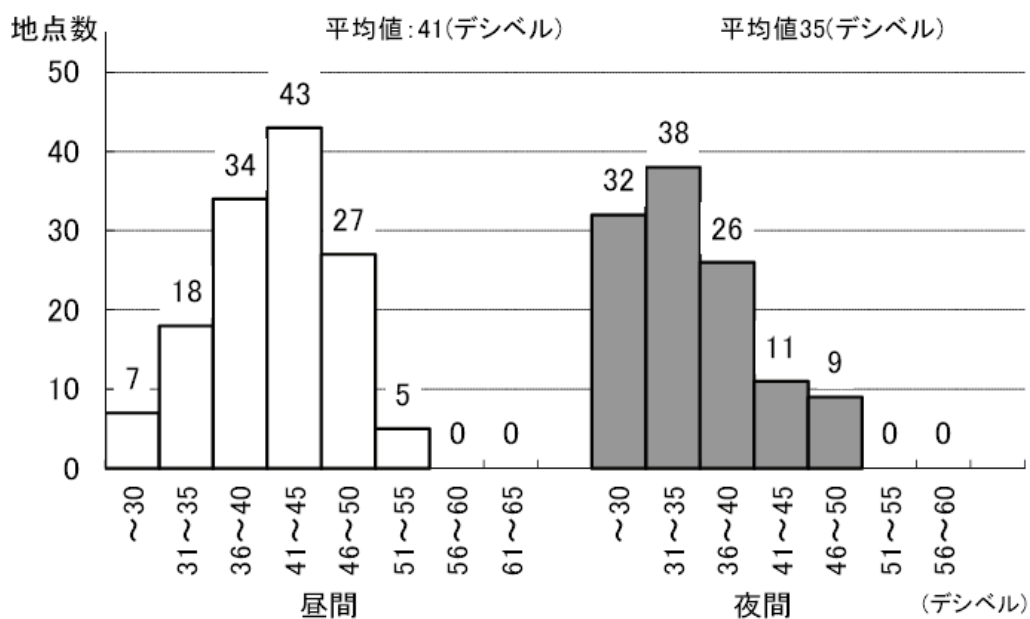
- 注) 1. 地域の類型 近：幹線交通を担う道路に近接する空間の特例
 2. 環境基準の適否の欄 ○：達成、×未達成
 3. 要請限度の適否の欄 ○：要請限度値以下、×要請限度値超過
 4. 昼間：6～22 時、夜間：22 時～翌日 6 時

出典：「平成 22 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府ホームページ）

(2) 振動

大阪府における道路に面する地域における振動レベルの頻度分布を図 4-12 に示すとおりである。豊中市における道路に面する地域における振動レベルは測定されていないが、大阪府での道路に面する地域における振動(道路交通振動)についての調査は、昼間 134 地点、夜間 116 地点で実施され、振動レベル (L₁₀) の算術平均値は、昼間 41 デシベル、夜間 35 デシベルであった。

また、昼間では 41～45 デシベルの地点が 43 地点と最も多く、夜間では 31～35 デシベルの地点が 38 地点と最も多かった。

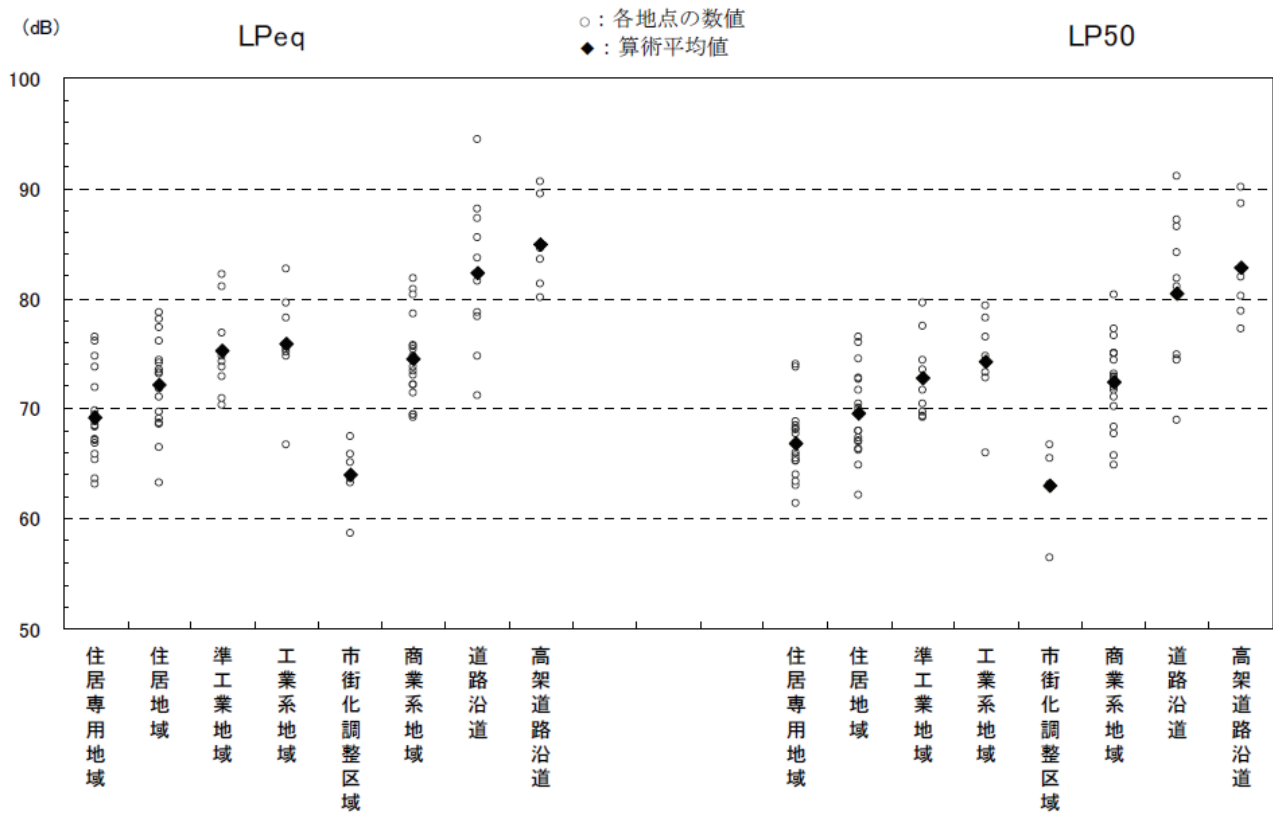


出典：「平成 22 年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」 (大阪府ホームページ)

図4-12 道路に面する地域における振動レベルの頻度分布

(3) 低周波音

大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは、図 4-13 に示すとおりである。道路沿道及び高架道路沿道が相対的に高い値であり、市街化調整区域が低い値となっている。



- 注) 1. 平成 14～16 年度に 93 地点で測定。
 2. 図左側は 1～90Hz のオーバーオール等の等価騒音レベル (L_{eq}) を示す。
 3. 図右側は 1～90Hz のオーバーオール等の時間率騒音レベルの中央値 (L_{50}) を示す。
 4. 両図とも平坦値 (聴感補正なし) を示す。

出典：「おおさかの環境 2011 大阪府環境白書」(大阪府、平成 23 年)

図 4-13 府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(4) 公害苦情

平成 22 年度に、豊中市が受け付けた公害に関する苦情は表 4-63 に示すとおりである。

公害に関する苦情件数は 111 件で、種類別に見ると、大気汚染、騒音及び悪臭が多くなっている。

表 4-63 公害の種類別苦情件数（平成 22 年度）

種類	豊中市の苦情件数
大気汚染	46
水質汚染	0
土壌汚染	0
騒音	46
振動	5
地盤沈下	0
悪臭	12
その他	2
合計	111

出典：「豊中市統計書 平成 23 年版」（豊中市、平成 24 年）

4. 3 自然環境

4. 3. 1 気象

大阪航空測候所(豊中市蛍池西町)における降水量、気温等は表 4-64 に示すとおりである。

事業計画地から最寄の観測所である大阪航空測候所(豊中アメダス)における平成23年の平均気温は16.6℃、降水量は1,564mm、平均風速は2.9m/s、最多風向は北西となっている。

表 4-64 豊中市の気象観測結果(豊中)

年	降水量 (mm)	気温(℃)			平均風速 (m/s)	最多風向
		平均	最高	最低		
平成19年	1,011	16.8	38.0	-4.1	3.1	北西
平成20年	1,309	16.5	37.1	-2.8	3.0	北西
平成21年	1,211	16.5	36.3	-2.6	3.0	北西
平成22年	1,564	16.6	38.1	-4.4	2.9	北西
平成23年	1,585	16.2	36.4	-5.5	3.0	北西

出典：「気象統計情報 大阪航空測候所」(気象庁ホームページ)

4. 3. 2 地象

(1) 地形

事業計画地周辺の地形分類は、図 4-14 に示すとおりである。

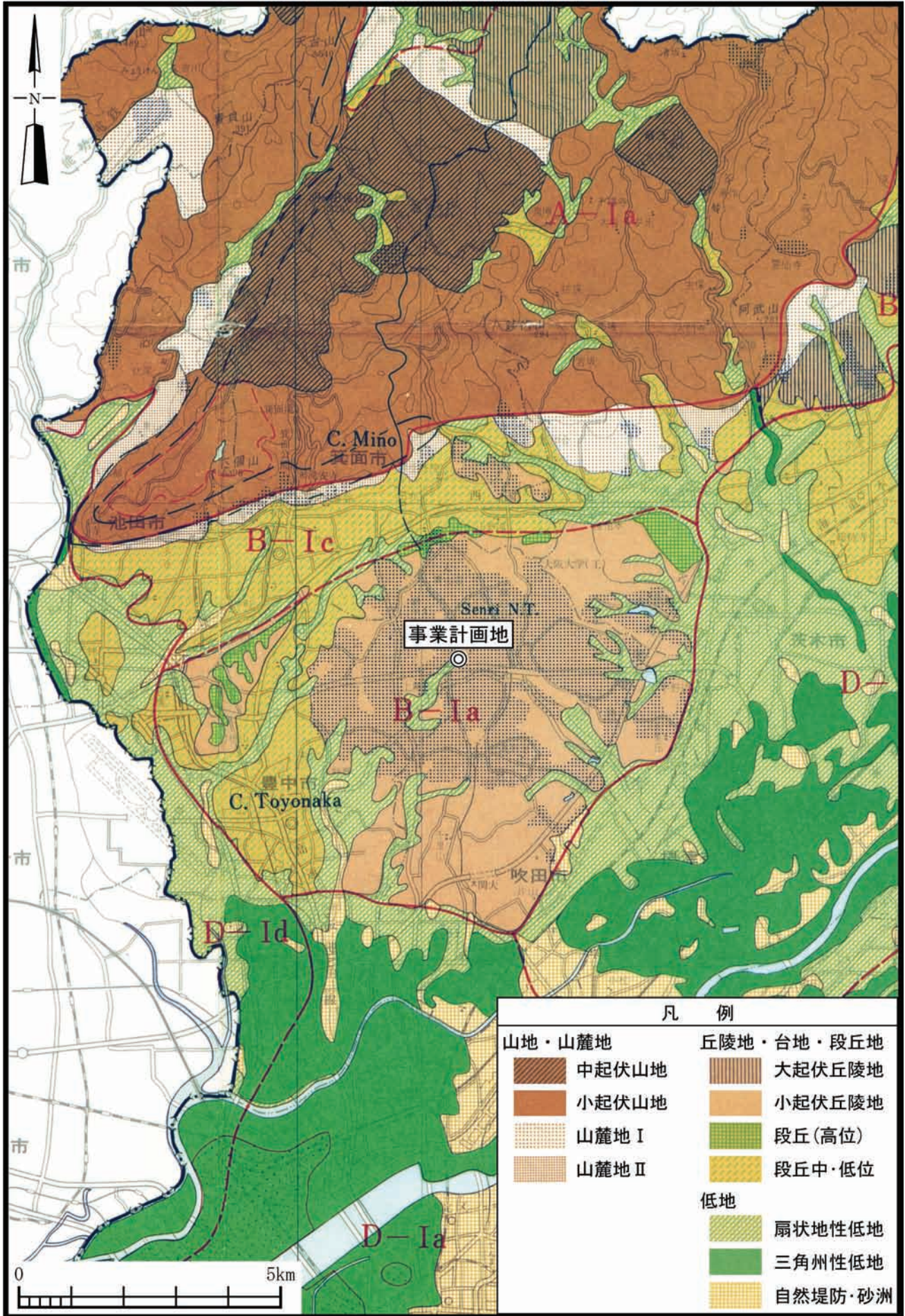
「土地分類基本調査(大阪西北部・大阪東北部)」(大阪府、昭和52年)によると、事業計画地及び周辺の主な地形は大起伏丘陵地となっている。

また、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」(古今書院、平成12年)によると、事業計画地周辺における保護上重要な地形は確認されていない。

(2) 地質

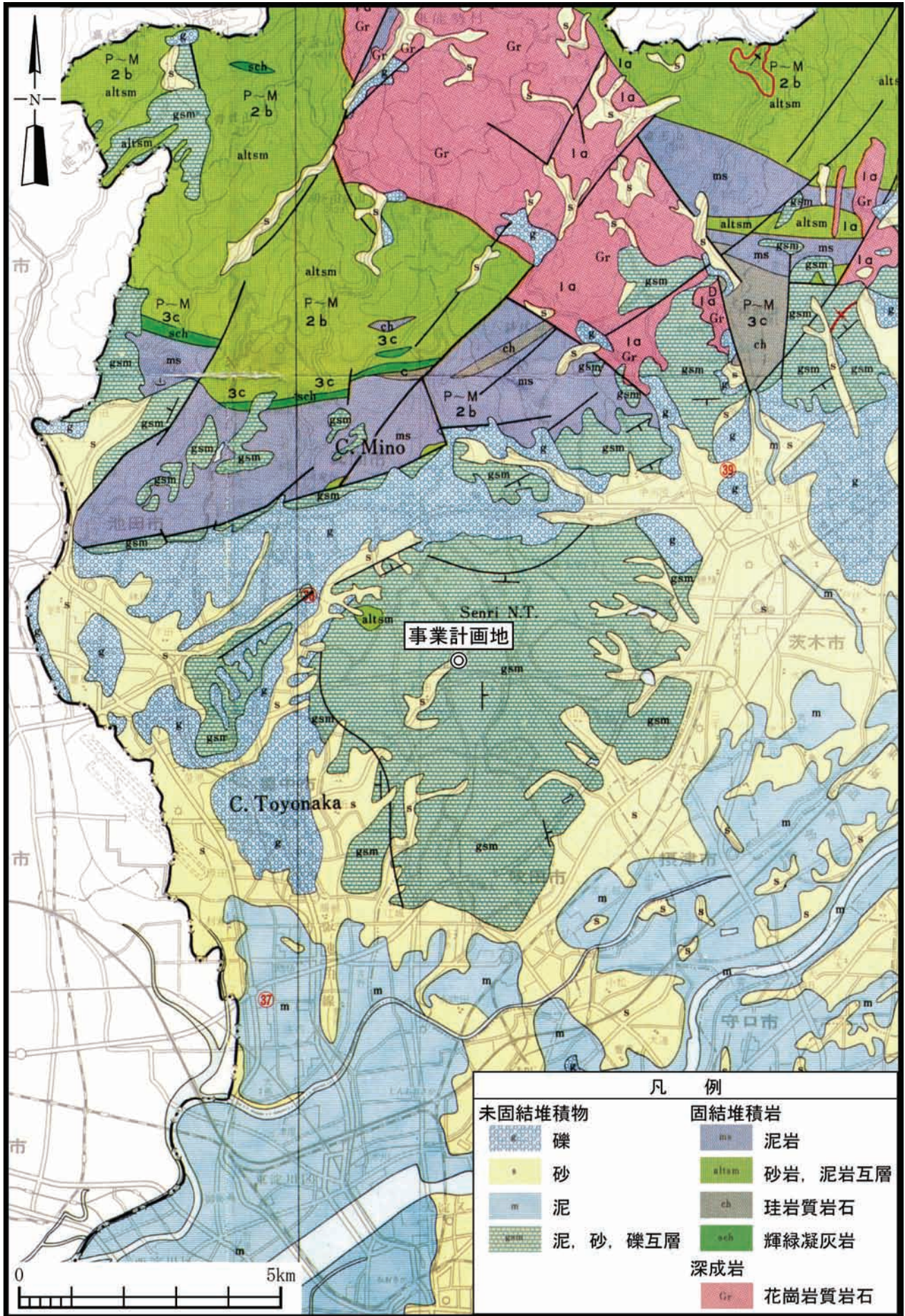
事業計画地周辺の表層地質は、図 4-15 に示すとおりである。

事業計画地及び周辺の主な地質は、泥、砂、礫互層からなっている。



出典：「土地分類基本調査（大阪西北部・大阪東北部）」（大阪府、昭和 52 年）

图 4-14 地形分類



出典：「土地分類基本調査（大阪西北部・大阪東北部）」（大阪府、昭和 52 年）

図 4-15 表層地質

4. 3. 3 水象

(1) 河川等の状況

事業計画地周辺の河川等の状況は、図 4-16 に示すとおりである。

事業計画地周辺の河川には、千里川及び天竺川がある。

千里川は箕面山地南斜面にV字状に刻まれた約 2km の溪谷の水を集める薩摩池から発し、市内の流路は 7.5km である。

天竺川は全長約 7.6km で、水源は千里中央公園内の安場池などと地中で結ばれた上新田の新池で、新御堂筋以東が水路、以西が河川になっている。支流に兎川があり、これとの合流地点で大きく屈曲し、下流に自然堤防が形成されている。

また、豊中市内には大小様々なため池が 20 か所あまり存在している。市内のため池は、かつて農業水利としての役割の他、洪水の被害を緩和する遊水池として重要な役割を担ってきたが、都市化の進展とともに埋め立てられ、公共用地や住宅地に姿を変えている。



出典：「2万5千分1地形図 伊丹・広根・吹田」（国土地理院、平成20年）
「2万5千分1地形図 高槻」（国土地理院、平成14年）をもとに作成

図4-16 河川等の状況

4. 3. 4 生態系

(1) 陸生動物

① 動物相の概要

「新修 豊中市史 第3巻 自然」（豊中市、平成11年）によると、市域における陸生動物の概況は以下のとおりである。

a 哺乳類

これまでに市内で確認された記録のある哺乳類は、5目7科16種である。

このうち、ノウサギについては昭和32年に東部丘陵地や畑などに生息していた記録がある。また、タヌキやキツネが平成9年頃まで大阪大学豊中キャンパスや桜の町の桜井谷東小学校などで目撃された記録があり、それらの住处として、新千里西町の千里緑地、少路の羽鷹池周辺、大阪大学構内の待兼山、服部緑地の雑木林の4か所が考えられるとしている。

b 鳥類

これまでに市内で確認された記録のある鳥類は、17目40科179種である。

豊中市のほぼ全域は市街地であり、市内に多く生息しているのは、市街地に適応した「都市鳥」と呼ばれるハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、スズメ、ツバメ、ヒヨドリ、コゲラ、キジバトなどである。都市鳥以外の生息種は、渡りの時期などに一時的に市街地で観察されるものの、通常は市街地以外のわずかに残る農耕地や草地、河川やため池、森林あるいは樹木の多い公園などでしか観察できず、市の北東部に残る森林や農耕地、そして服部緑地は、森林性の鳥類の数少ない生息地であるとしている。

また、「2003年度 水鳥一斉調査」（NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21 自然部会、平成16年）では、事業計画地周辺の長谷池においてヒドリガモ、バン、ヨシガモなど8種類の鳥類を確認している。

c 爬虫類・両生類

これまでに市内で確認された記録のある爬虫類は2目8科12種、両生類は2目5科10種である。

これらの記録のうち、カスミサンショウウオについては現在ではほとんど見られず、また、ニホンヒキガエルについては現在の生息は不確かであるとしている。

d 昆虫類

これまでに市内で確認された記録のある昆虫類は16目206科1,321種である。

昆虫類も他の動物と同様、豊中市内の都市化の進展にともなって、昆虫の生息環境も良好ではなくなり、その種類や個体数も減少してきているとしている。

(2) 陸生植物

① 植生及び植物相の概要

「新修 豊中市史 第3巻 自然」（豊中市、平成11年）によると、市域における陸生植物の概況は以下のとおりである。

a 植物相

昭和30年頃から40年頃の豊中市内では912種の植物名が記録されているが、昭和30年代から都市化が急速に進み、在来の多くの種類が姿を消した。昭和61年及び62年ごろには帰化植物の増加が著しくなるが、当時市内の主要な林22か所において行われた調査では、木本216種、草本179種、シダ植物45種、計440種が確認され、調査地のうち、春日神社、稲荷神社、住吉神社の社寺林は、ツブラジイ、アラカシ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、クスノキ、クロガネモチ、サカキなどを含み極相に近い印象があるとしている。

また、「希少植物調査・とよなかーレッドデータブック豊中ー」（NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21 自然部会、平成20年）では、事業計画地周辺の千里東町公園において、コハナヤスリ、キンランソウ、ヒシなど107種を確認している。

b 植生

豊中市の植生は大きく常緑広葉樹林、落葉広葉樹林（針葉樹ー主にアカマツーとの混合林）、竹林、耕作地、草地（裸地を含む）、河川と池、市街地に区分されるとしている。

明治18年頃の豊中は、田畑や雑木林に囲まれ、調和のとれた緑の豊かな田園地帯であったが、昭和30年代から都市化が急速に進み、雑木林といわれる二次林さえほとんど残っておらず、市の北部に点々とわずかに残されている「鎮守の森」も、かなり人間活動の影響の加わった林であるとしている。

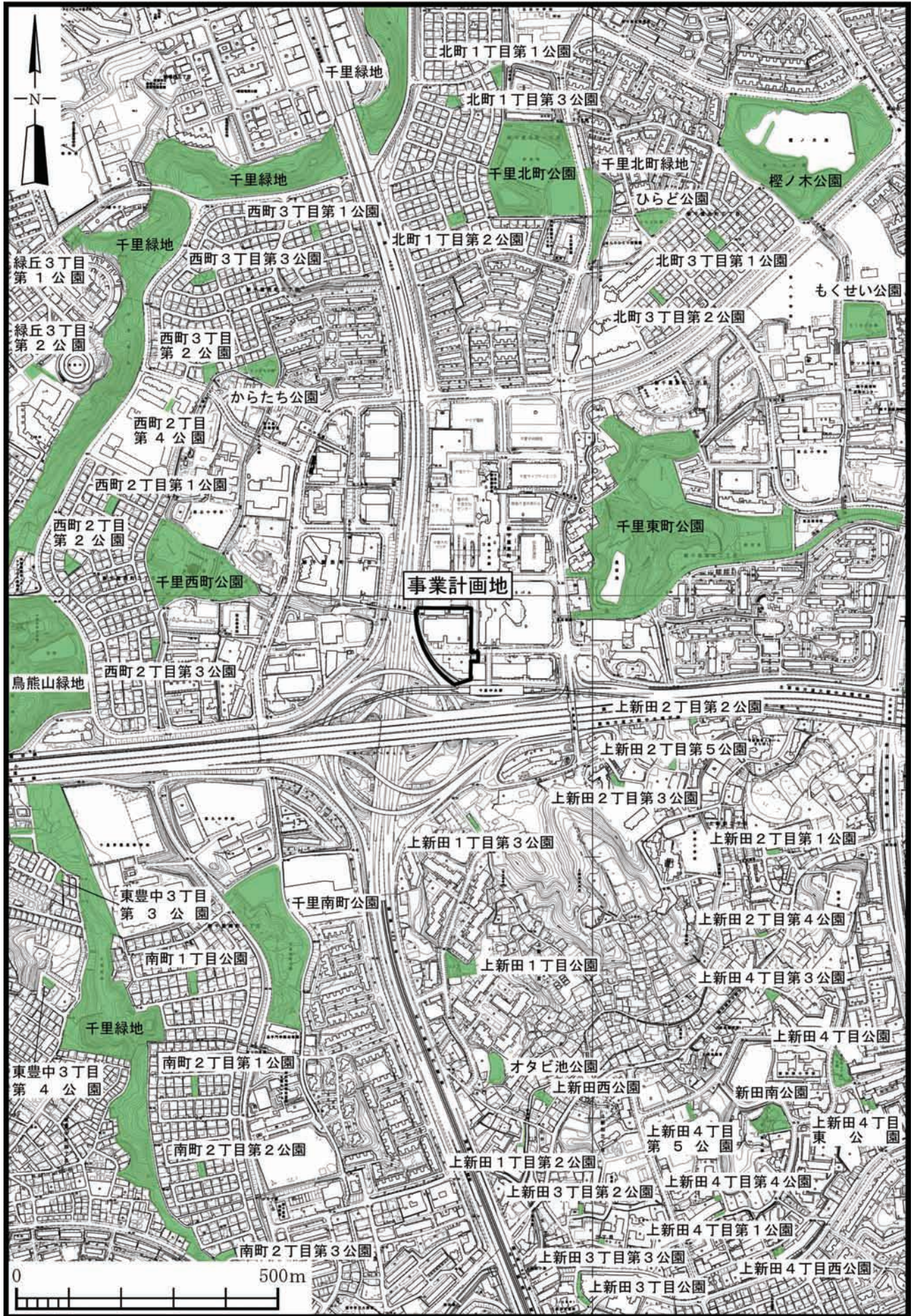
(3) 事業計画地の状況

事業計画地は昭和30年から40年代に造成された商業地域であり、造成後40年以上を経過しており、植栽樹木等が生育しているが、自然林や池等はなく、主要な動植物の生息・生育地とはなっていない。

4. 3. 5 人と自然との触れ合いの活動の場

事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は図 4-17 に示すとおりである。

事業計画地周辺には千里東町公園、千里南町公園、千里西町公園等が存在し、千里東町公園内にはビオトープを長谷池に整備している。



出典：豊中市ホームページ

図 4-17 公園の分布状況

4. 3. 6 自然景観

豊中市内の自然景観については、表 4-65 及び図 4-9 に示すとおりである。

豊中市では、ほぼ全域が市街化されてきたため、現在は面的に広がる樹林地などの自然景観は残されていない。

しかしながら、「豊中市都市景観形成基本計画」で定めている「骨格景観の計画」においては、景観拠点及び景観地区として、豊中市域にある服部緑地は千里丘陵の西側に位置し、府内でも有数の規模を誇り、園内には竹藪のほか十数個の池が存在し豊かな自然景観が構成されている。また猪名川河川敷緑地では、自然植生が存在し豊かな自然景観が構成されている。

事業計画地周辺の自然景観については、千里竹林が設定されている。

表4-65 自然景観

自 然 景 観		
1	景観拠点の自然系	千里中央公園
2		二ノ切池公園
3		豊島公園
4		(仮称)野田地区公園
5		千里竹林
6		羽鷹池
7		三ツ池
8		青池
9	景観地区の 自然のまちなみ	服部緑地
10		大阪国際空港周辺緑地
11		猪名川親水地区

出典：「豊中市都市景観形成基本計画」（豊中市、平成 15 年）

4. 4 歴史的・文化的環境

4. 4. 1 文化財

事業計画地周辺の指定文化財の概要は表 4-66 に、埋蔵文化財等の概要は表 4-67 に、位置は図 4-18 に示すとおりである。

事業計画地内には、指定文化財は存在せず、周知の埋蔵文化財包蔵地もない。

表 4-66 事業計画地周辺の文化財等の概要

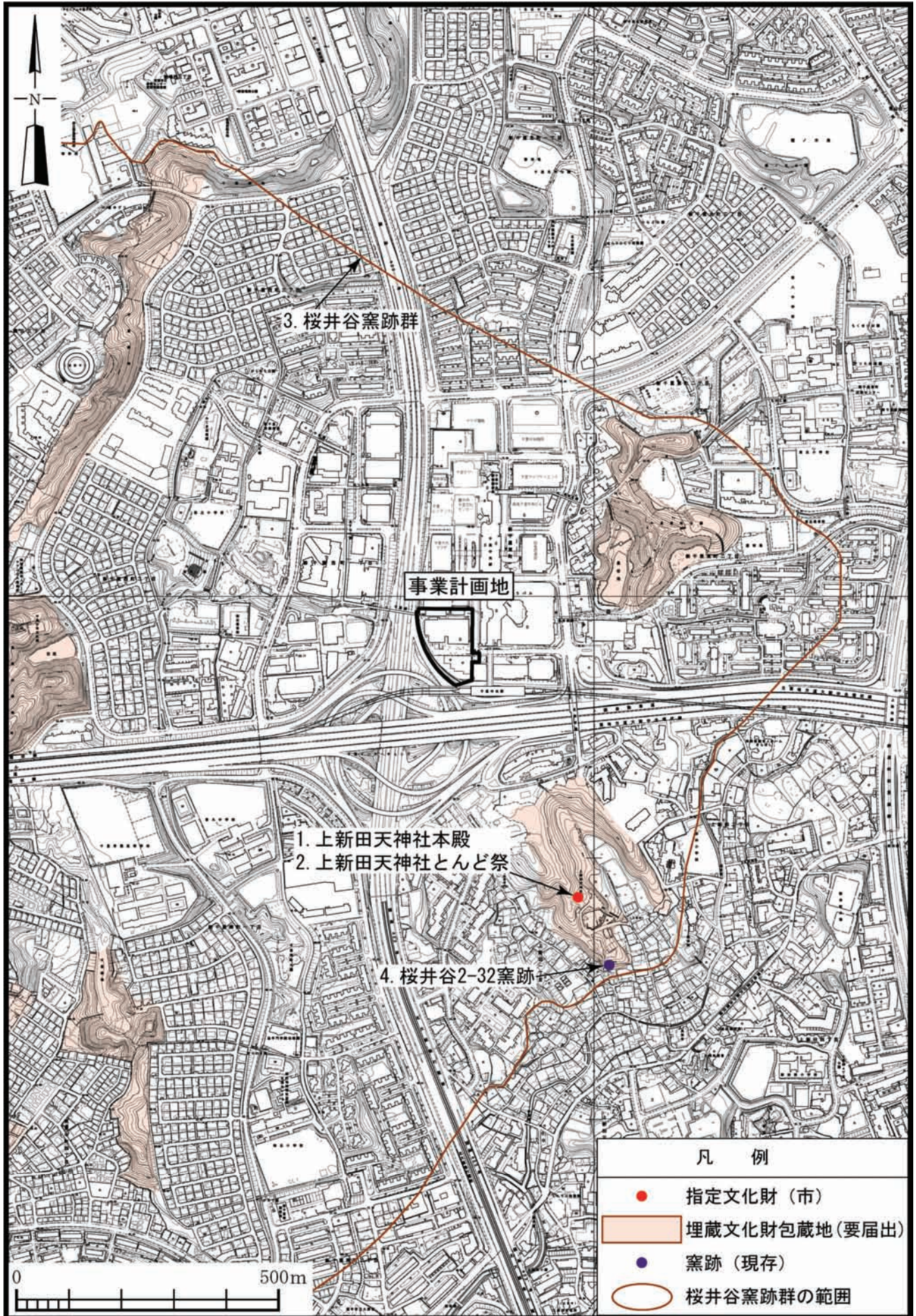
番号	区分	種 別		名 称	指定年月日	数量
1	市	有形文化財	建 造 物	上新田天神社本殿	平 5.10.1	1 棟
2		民俗文化財	無 形	上新田天神社とんど祭り	昭62. 9. 1	—

出典：豊中市ホームページ

表 4-67 事業計画地周辺の埋蔵文化財等の概要

番号	名 称
3	桜井谷窯跡群
4	桜井谷 2-32 窯跡

出典：豊中市ホームページ



出典：豊中市ホームページ

図 4-18 文化財等の位置

4. 4. 2 歴史的・文化的景観

豊中市のホームページによると、豊中市域に人間が住みはじめたのは石器を使った旧石器時代とされ、先史時代の遺跡や桜塚をはじめ古墳がたくさん分布している。

紀元前 4～3 世紀に大陸から伝わった金属器を伴う農耕文化はこの地方にも及び、急速に発展し人口もふえ、多数の集落ができた。銅鏡を副葬した前期の待兼山古墳、北摂の古墳文化の隆盛を物語る大規模な中期桜塚古墳群、また、日本最大の規模をもつ堺市旧陶邑につぐ須恵器の窯跡が、旧桜井谷村を中心に、後期古墳群とともに分布している。

「豊中市都市景観形成基本計画」（豊中市、平成 15 年）では景観拠点として、自然系、まちなみ系、歴史・文化系において市域を代表する景観資源や都市景観のアクセント、ランドマークを設定することにより、個性豊かな景観の形成を目指している。

事業計画地周辺の歴史的・文化的景観は歴史・文化系の鎮守の森として上新田天神社が指定されている。